

(1) 平成27年第1回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第7号	川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第29号	川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第30号	川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第31号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第36号	子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について	可決 (全会一致)

議案審査日 議案第36号：2月16日（月）総務委員会
議案第7号他：3月12日（木）総務委員会

◆議案第7号

《主な質疑・答弁》

●特殊業務手当の支給対象及び神奈川県の実施状況について

○本議案は、市立高等学校の教諭等を対象としており、教員特殊業務手当の限度額を6,400円から7,500円に引き上げるものである。神奈川県においては昨年12月に条例改正を行い、今年4月から施行される予定である。

◆議案第29号

《主な質疑・答弁》

●総合教育会議の設置への見解について

○法改正により地方公共団体は総合教育会議を設置し、その中で市長と教育委員会は教育行政等について協議、調整をすることとなる。本市においては、以前から適宜、市長と教育長は教育行政等について意見交換を行ってきたが、教育委員が予算に関する意見交換以外に公的に話し合う場はなかった。今後、総合教育会議において市長と教育委員会が、教育の在り方について認識を共有していくことが重要であると考えている。

《意見》

●学校では政治的な影響が及ばないよう独立性が重視されてきたが、一方で学校長の権限は強く、組織は閉塞的で外部からのチェックが行き届かない状況になっている。そのため、学校の環境は学校長によって大きく左右される。総合教育会議では市長と教育委員会が十分に意見交換を行い、教育行政の在り方を検討してほしい。本市中学校生徒が被害者となる痛ましい事件があったからこそ、新しい公教育の在り方を考え、川崎の教育モデルとなるよう取り組んでほしい。

●教育委員会制度の改正前から中学校給食の実施など、市長の意向で方針転換されてきたことから、教育行政は市長の影響を受けてきたと言える。今後、教育委員会は改正趣旨でもある教育の政治的中立性や安定性の確保に努め、主体的に意見を発信してほしい。

●新教育委員会制度は、首長の権限強化により政治的中立性が損なわれる恐れがあり、市長の人間性によって教育行政の運営が左右されることが考えられる。今回の制度改正には、教育委員会の独立性や自主性を損ねる仕組みがあると考えている。教育長や教育委員の任免権は首長のものとなり、大綱の策定が首長に義務付けられた。本来、大綱の策定は首長と教育委員会が対等に、住民が参画の下民主的に協議されるべきものである。また、総合教育会議は緊急の場合、

首長と教育長のみで開催することが可能であり、大綱の策定などへの影響を危惧している。一連の教育改革には反対してきたことから、本議案には賛成できない。

◆議案第30号

《主な質疑・答弁》

●教育長の退職手当額の算定について

○法改正により、新たな教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職となるため、教育長の退職手当の支給額は、本市の特別職と同一の支給率で算定する予定である。

《意見》

* 議案第29号と同様に一連の教育改革には反対してきたことから、本議案には賛成できない

◆議案第31号

《主な質疑・答弁》

●これまでの市長と教育委員会の意見交換の場について

○これまで市長と教育長は適宜、教育行政等について意見交換を行ってきたが、市長と教育委員6名が直接、公的に意見交換をする機会はほとんどなかった。

《意見》

●教育委員会制度の改正により、首長の権限が強くなり、市長の考えや思いがそのまま教育施策に反映する可能性もあるが、それが不適切な方向へ行くことがないよう議会として取り組んでいきたい。

●議案第29号と同様に一連の教育改革には反対してきたことから、本議案には賛成できない。

◆議案第36号

《主な質疑・答弁》

●地中埋設物が発見された時期と経過について

○本件工事は議決後、平成25年10月に開始され、平成26年2月頃に校舎跡地の地中からビニールシート片が発見された。その後、同年4月から8月に古タイヤなど大型の埋設物が出てきた。平成26年10月に埋設物の処理費用の積算が終わったものである。

●地中埋設物の撤去費用及び工期の延期に伴う諸費用について

○埋設物の撤去費用等は2億円弱であり、工期の延期に伴う諸費用として設計監理委託料、仮設校舎の賃借料、バス乗車定期券の交付、地域交通安全員の配置のため、約6,400万円の経費が必要となる。

●地中埋設物等に関する事前調査について

○本件契約に当たりボーリング調査など地質調査を敷地内6か所で行った。その結果、ビニールシート片が確認されたが、工事に支障を及ぼすほどのものではないと判断した。また、学校敷地は田んぼの跡地であったため、地中埋設物の存在は想定していなかった。今後、大規模な工事の施工に当たっては、ボーリング調査だけでなく、地中探査レーダーの使用も検討し、より正確な事前調査を行っていきたい。

●工事案件における局間の横断的な連携について

○関係局とは事前の協議を始め、工事開始後も定期的に事業の進捗や課題等について協議し、共通の認識をもって対応している。工期に遅れが生じないよう工事の専門的事項や費用面などについても話し合っている。

●子母口小学校仮設校舎までの通学路について

○仮設校舎周辺地域は山坂が多く、夏や冬の登下校は特に児童の負担が大きくなるが、仮設校舎への通学に児童が慣れてきたと聞いている。バス通学の児童についても、混雑していないバス

を選んで乗るなど、通学に慣れてきたようである。現在、通学に関して事故や不登校といった問題があることは聞いていない。先日の降雪では学校の職員などが通学路を除雪して対応したが、今後も支障なく通学できるよう支援していきたい。

●子母口小学校仮設校舎への通学に係るバス乗車定期券の交付について

○仮設校舎と高低差のある地域に住んでおり、通学が大きな負担となる児童に対して、バス乗車定期券を交付しているが、平成27年1月現在、約900人の児童のうち159人がバス乗車定期券を利用している。

●放課後児童クラブに通う児童にバス乗車定期券が交付されないことについて

○バス乗車定期券の交付対象は、仮設校舎と高低差のある地域に居住している児童である。

●現在工事中の上丸子小学校への影響について

○本件契約の請負業者と上丸子小学校の請負業者の中には同じ事業者もあるが、上丸子小学校は予定どおり工事が進んでおり、当初予定の平成27年3月に工事が完了し、同年4月に供用開始の予定である。

●工期中に請負業者が倒産した場合について

○本件工事の請負業者は4社の共同企業体であるため、全ての事業者が一斉に倒産することは考えにくい。仮に1社が倒産しても、平成27年7月の工事完了まで連帯責任で作業することとなる。

《意見》

●今回、地中埋設物の撤去費用だけでなく、様々な経費が掛かったことや工期の延期が生じたことなどを考えれば、地中埋設物などの事前調査を綿密に実施したほうが費用は少なくなるのではないかと。また、事前調査は地中埋設物の存在だけでなく、地質や地中の状況を把握できるため、安全な建設工事を行う上でも重要である。工事予定地に関する地元住民への聞き取りやボーリング調査の調査箇所を増やすなど、事前調査をしっかりと実施すべきである。

●地中埋設物の問題は今回に限ったことではなく、当初の契約から何度も契約変更を行い、結果的に多額の費用を支払うことがある。また、工事の増額変更や工期の延期などは市民の理解が得られにくいものであるため、事前の調査は欠かせない。地中埋設物等の事前調査について、市としての調査基準とその仕様を早急に設定すべきである。

●工期の延期に伴い、通学に係るバス乗車定期券を交付する児童の対象を拡大するよう検討してほしい。

●子母口小学校・東橋中学校改築工事については、合築により小学校1年生から中学校3年生まで2,000人が通う過密で大規模な学校となるため反対してきた経緯があるが、本議案は地中埋設物などによる契約変更であり、工期が遅れることで児童に負担を掛けることは避けるべきであり、早期に工事を完了させる必要があるため本議案には賛成である。

(2) 平成27年第1回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	石田議員	中学校完全給食について	6
			橘樹官衙遺跡群の国史跡指定について	6
			かわさき教育プランについて	7
			特別支援教育について	9
	公明党	後藤議員	奨学金制度について	11
			学校司書について	11
			通学路の安全対策について	11
			橘樹官衙遺跡群について	12
			中学校夜間学級について	13
	民主党	東議員	プール開放事業について	14
			中学校完全給食について	14
			学校図書館司書について	15
			スクールガード・リーダーについて	16
	共産党	市古議員	少人数学級について	17
			中学校完全給食について	17
			教育委員会に関する改正法について	18
	新しい川崎の会	吉田議員	次期「かわさき教育プラン」の計画期間について	20
			人事制度を活用した学校の教育力向上について	20
			情報教育について	20
			第2期川崎市特別支援教育推進計画について	21
			習熟の程度に応じた指導について	22
地域の寺子屋事業について			22	

② 予算審査特別委員会

	会派	委員名	内容	頁
一 般 質 問	自民党	原委員	小学校のプールについて	24
			いじめの相談について	25
		松原委員	教科書採択について	42
		吉沢委員	高校生課、子どもを守る取り組みについて	49
			学校図書館司書について	50
		鏑木委員	教員の登用のあり方、躰に関する見解について	59
		矢澤委員	民俗芸能による市民文化向上について	60
	公明党	川島委員	キャリア在り方生き方教育について	27
			教育現場のICT環境について	28
		田村委員	子どもの権利施策推進事業について	30

	会 派	委員名	内 容	頁
一 般 質 問	公明党	浜田委員	教育的ニーズに対応した総合的支援について	32
		吉岡委員	コンピューター教育関連の事業費について	37
		沼沢委員	児童からのSOS、安心メールについて	45
		岩崎委員	子どもの安全確保について	52
	民主党	潮田委員	危機管理について	29
		木庭委員	学校施設における防犯カメラ設置について	35
			児童支援コーディネーターについて	36
		岩隈委員	英語教育について	47
		露木委員	地域の寺子屋事業について	51
	織田委員	学校図書館司書について	52	
	共産党	佐野委員	中央支援学校分教室について	30
		大庭委員	下小田中小学校の増築について	38
			雇用対策について	38
		石川委員	宮崎台駅周辺のマンション建設とインフラの整備について	55
		市古委員	教師の長時間過密労働の対応について	55
	放射線対策について		58	
	新しい川崎の会	吉田委員	キャリア在り方生き方教育について	48
	無所属	小田委員	南部市場北側用地について	31
		粕谷委員	教育行政について	39
		為谷委員	不登校問題について	53
児童生徒のICT使用の問題点について			54	

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・給食センター工事中に地中埋設物が出てきて、工期が延びることがないように、対策は検討しているのか伺います。
- ・給食センターの工事スケジュールを南部、中部・北部の2つに分けることは、市内事業者により多くの仕事をいていただくような配慮をしてお考えなのか伺います。
- ・小中合築校においては計画が進められている、JV構成員のなかに廃業する予定の会社があると仄聞するが、計画に変更はないのか伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食センター整備等事業に係る地中埋設物等への対応についてでございますが、事業実施に当たりましては、事業用地内の杭等の埋設されている状況を事前に把握するとともに、これに対応するための期間を、事業期間に見込んでいただいております。また、事業者が契約締結後、速やかに敷地の事前調査を実施することとしており、想定外の埋設物等の対応につきましては、その状況に応じて事業者と協議を行い、できる限り影響が無いように対応してまいりたいと考えております。

次に、スケジュールの分散化についてでございますが、市内事業者を含め、建設需要のひっ迫した状況を勘案し、スケジュールを分散化することにより、各工事工程における専門工事の発注が集中することを避け、円滑に工事が実施されるよう配慮したものでございます。また、落札者決定基準におきまして、市内経済の活性化についても評価の視点として設定し、入札説明会等において周知する予定でございますので、スケジュールの分散化により市内事業者の、より積極的な参画が期待できるものと考えております。

次に、小中合築校についてでございますが、関係局からは、工事の契約の相手方が共同企業体である場合、仮にその構成員の1社が脱退したとしても、共同企業体として引き続き工事が進められ、工事期間に変更は無いものと伺っておりますので、中学校完全給食につきましても、計画どおり実施していく予定でございます。

◆ 橘樹官衙遺跡群の国史跡指定について

◎質問

- ・国史跡指定イベントの成果と市民からどのような要望が寄せられたのか伺います。
- ・国史跡指定後の取組とそのスケジュールについて伺います。
- ・土地の買取や史跡整備、周辺道路のアクセス状況の改善等、どのような取組を考えているのか伺います。
- ・観光資源として子どもたちの歴史教育の教材にする等、目的意識を持って整備すべきと考えます。見解を伺います。

◎答弁

はじめに、イベントについてでございますが、橘樹郡衙跡と影向寺遺跡からなる橘樹官衙遺跡群の地元であります高津区と宮前区を中心に、500名を超える市民の皆様が参加され、午後からの現地見学会につきましても約200名の参加がございまして、関心の高さを改めて認識いたしますとともに、橘樹官衙遺跡群の歴史的価値について御理解をいただき、国史跡に向けた喜びを共有することができたものと考えているところでございます。

イベントの参加者にアンケートをお願いいたしましたところ、橘樹官衙遺跡群に期待することとして、歴史学習の場としての御意見が最も多く、次いで農地や緑の豊かな空間の

保全、観光の拠点としての活用等の御意見がございました。

また、遺跡の整備につきましては、詳しい解説板がほしいとの御要望が最も多く、その他、郡衙の建物を復元したり、建物のあった場所を表示してほしい、CGで当時の様子がわかるようにしてほしい等の歴史学習に関する御要望や、駐車場やトイレなどの設置の御要望等が寄せられております。

次に、国史跡指定後の取組とスケジュールについてでございますが、平成27年度には国史跡指定を記念したシンポジウムや出土品の展示、史跡ガイドツアーやスタンプラリー等のイベントを開催するほか、スマートフォンを活用した現地でのリアリティーのある解説なども検討しており、市内外に向けて橘樹官衙遺跡群の歴史的魅力を発信してまいりたいと考えているところでございます。

また、平成25年度に本市土地開発公社で先行取得しました土地につきましては、平成27年度に国の補助を得て買戻す予定でございます。

今後は、隣接するたちばな古代の丘緑地と併せた総合的な観点からの整備が必要でございますので、引き続き、学識者の御指導をいただくとともに、市民の皆様の御意見を伺いながら、本市の貴重な宝として、国史跡にふさわしい保存管理や整備活用の計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

◆ かわさき教育プランについて

◎質問

- ・平成23年度から平成25年度を第3期とし策定されましたが、平成26年度を延長期間として第3期としました。その理由について伺います。
- ・第1期から第3期までの取組を振り返り、本市の教育の現状及び課題についてどのように総括されたのか伺います。
- ・新たな教育プランには、総括をどのような形で反映されるのか伺います。
- ・児童、生徒の学力や学習状況、体力はどのような向上成果が得られたのか伺います。
- ・いじめ、不登校、校内暴力はどのような改善が見られたのか伺います。
- ・この10年間、教職員の資質向上の取組と不祥事についての見解を伺います。
- ・平成27年度からの10年間を計画期間としていますが、第1期を3年、第2期を4年、第3期を4年とした理由について伺います。
- ・本市の総合計画をはじめ、他部局の教育プランと関連する計画との整合性はどのように図るのか伺います。
- ・次期教育プランの作成にあたり、児童、生徒の意見、要望を聞くことも必要であると考えます。見解を伺います。

◎答弁

はじめに、現在の教育プランの実行計画の期間についてでございますが、計画期間の最終年度にあたる平成26年度につきましては、残された課題に引き続き対応しながら、次期プランの策定に向けての検討を行うこととするため、第3期実行計画の延長期間として位置付けたところでございます。

次に、現在のプランの総括と次期プランへの反映についてでございますが、これまでの取組の総括につきましては、確かな学力の育成、いじめ・不登校への対応、地域の教育力の向上など、分野ごとに可能な限りデータを用いて、プラン策定時と現在とを比較しながら現状と課題を整理してまいりました。その結果に基づきまして、次期プランにおける施策の方向性を「次期プラン策定に向けた考え方」としてとりまとめ、平成26年3月に、公表を行ったところでございます。

次期プラン素案でお示ししております、プランの基本理念及び基本目標や取組内容は、この考

え方を基本としながら、検討を進めてきた結果をとりまとめたものでございます。

次に、本市の子どもたちの学力・学習状況についてでございますが、全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学の本市と全国の調査結果を比較いたしますと、「活用」に関する問題の方が「知識」に関する問題よりも良好な調査結果が得られております。質問紙調査では、「自分にはよいところがある」「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」といった自尊意識に関しまして、肯定的な回答が年々増加してきており、学校生活に関しましては、「学校に行くのは楽しいと思う」「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う」という質問に対する回答に良好な状況が見られるところでございます。

また、川崎市学習状況調査の生活や学習についてのアンケートの調査結果では、小学校5年生、中学校2年生ともに、学習に対する好感度、理解度、有用感について、平成17年度からの推移を見ますと、いずれも肯定的な回答が増えてきている傾向が見られております。

このような調査結果は、子どもたちの考える力や表現する力を育てる言語活動を重視した指導、達成感や成就感など子どもたちにとって学ぶ喜びや自己の成長が実感できる指導、子どもたち一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな指導など、学力向上に向けた指導改善に取り組んできた成果と考えております。

今後も、子どもたちが生き生きと学習に向かい、確かな学力を確実に身に付けていくことができるよう、これらの取組のさらなる充実・改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、体力についてでございますが、小学校5年生、中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における意識調査では、「運動部や地域のスポーツクラブの所属率」や「卒業後も、自主的に運動する時間をもちたい」との回答が全国平均値を上回っており、将来においても、継続的に運動を行っていきたいと考えている児童生徒が多いことがうかがえます。これは、体育科・保健体育科の授業や運動部活動の充実を図っている成果と認識しているところでございます。しかしながら、運動能力調査におきましては、全国平均を下回る種目もございしますので、今後さらに、スポーツや外遊びを通して、子ども達の体力向上が図れるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、いじめについてでございますが、児童生徒指導に関する協議会、研修会やリーフレット等を通して、一人ひとりの教員のいじめ問題に対する意識の向上を図ってまいりました。また、すべての市立学校において児童生徒指導点検強化月間を設け、教育相談活動を通じた児童生徒理解の徹底、アンケート等による実態調査の実施、校内研修や指導体制の整備・点検、児童会・生徒会等による校内での啓発活動等により、児童生徒指導の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組をすすめているところでございます。さらに、小学校では平成24年度から児童支援コーディネーターを軸とした児童支援活動を推進し、より丁寧な取組をすすめております。

次に、不登校対策についてでございますが、児童生徒の抱える問題を改善・解決する心理の専門家であるスクールカウンセラーの市内全中学校における活用を推進するとともに、「ゆうゆう広場」を新たに3ヶ所開設し、学校生活への復帰を支援する体制の充実にも努めてまいりました。また、中学校における不登校生徒数は、平成23年度以降は減少に転じており、各中学校区における小中連携教育の取組が進んだ成果と捉えております。

次に、暴力行為についてでございますが、ここ10年間の小中学校における、1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、平成21年度の9.54件をピークに減少を続け、平成25年度は3.73件となっております。平成22年度より、市内全校で実施している「かわさき共生＊共育プログラム」による社会性やコミュニケーション能力等の育成や、同時に行われている効果測定により、支援が必要な児童生徒への教職員の情報共有を図る等の取組の成果であると捉えております。

次に、教職員の資質向上の取組につきましては、学校教育に対するニーズの多様化や大量採用による経験の浅い教職員の増加等に対応していくため、経験年数に応じた研修や職責に応じた

研修の内容や方法について、見直しを行い、研修の充実を図ってまいりました。

経験の浅い教員に対しては、授業力や子どもとの関わり方等の教員としての基礎的な資質の育成、中堅やベテラン、新任の総括教諭等に対しては、様々な教育活動を牽引するミドルリーダーとしての力量の向上、学校管理職に対しては、学校経営に係る管理職としてのマネジメント力等の向上を目指すとともに、規範意識や倫理観、教育公務員としての自覚が高められるよう努めてまいりました。

そのような中、教職員の非違行為が相次いだことは大変残念に思いますし、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

教育公務員は、児童生徒の教育活動に直接携わることから、一般の公務員よりも一段高い規範意識、倫理観が求められるものと認識しておりますので、今後も、教職員の綱紀粛正、倫理の確立についての指導をこれまで以上に徹底するなど、学校と教育委員会が全力をあげて、不祥事の再発防止に取り組んでまいります。

次に、次期プランの計画期間及び関連計画との整合性についてでございますが、実施計画の期間につきましては、現在策定が進められている「新たな総合計画」の想定されている実施計画と合わせるため、第1期を3年、2期・3期を4年としたものでございます。見直しの時期を合わせることで、総合計画と教育プランの検討を同時に進めることが可能となり、整合性が図りやすくなるものと考えております。また、策定段階で関係局との連携・調整を行うことで、関連計画相互の整合性を図りながら策定を進めているところでございます。

次に、策定過程における児童・生徒の意見についてでございますが、これまでの策定の過程におきましては、教育の担い手となる地域の皆様や保護者、教職員などのいわゆる教育の当事者の御意見を直接お聴きすることを大切にしながら検討を進めてきたところでございます。御意見を直接お伺いする機会を特に大切にまいりましたのは、直接耳を傾けることで、現場で教育を担っている方々の思いを受け止め、教育プランをより現場の思いに即したものにできると考えたためでございます。

児童・生徒につきましては、私自身、教育委員とともに訪問した学校での対話のほか、小・中学生、高校生との意見交換の場を設け、子どもたちが今考えていること、将来への夢や希望、行政への要望などを伺ってまいりました。子どもたちの思いや願いを直接聞くことができ、大変有意義に感じるとともに、改めて、本市の未来を担う子どもたちの思いにこたえていくこと、その成長を支えていくことへの責任を強く感じたところでございます。

◆ 特別支援教育について

◎質問

- ・通常の学級の支援においてサポーターの配置や質の向上を図るとしてはありますが、配置内容及び向上策について伺います。
- ・通級指導教育では、平成20年度以後、増加にある児童生徒に対する教員の質の向上が求められています。その対応についての考えを伺います。
- ・特別支援学級においても、この10年間児童生徒は約2倍と急増し、障害も重度化、多様化しています。様々な教育ニーズにどのように対応するのか伺います。
- ・特別支援学校の卒業生の進路についての現況及び課題、職業教育の推進や就労支援の拡充について伺います。

◎答弁

はじめに、特別支援教育サポーターにつきましては、小・中学校等において支援を必要とする児童・生徒に対して、学校の申請に基づき、教員をめざしている学生や退職教員等を配置しております。昨年度は、164校に延べ478名を配置したところでございます。

学校のニーズに応じた適切な配置となるよう努めるとともに、サポーターの質の向上につきましては、特別支援教育や教育相談、個人情報保護等に関わる研修のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、通級指導教室担当教員の専門性の向上につきましては、教室の新設や担当する教員の世代交代等もあり、喫緊の課題となっております。

そのため、研修の体系化や内容の精選と共に、担当教員の計画的な養成と配置、言語聴覚士等の専門職との連携について検討してまいります。

次に、特別支援学級の児童・生徒数の増加や障害の重度化、多様化に対する対応につきましては、指導にあたる教員の専門性や学級運営力を高める必要があると考えているところでございます。

そのため、特別支援学校のセンター的機能により、特別支援学校の経験豊かな教員が、小・中学校の特別支援学級の教員にアドバイスする体制を強化するとともに、特別支援学校と小・中学校の特別支援学級との間での計画的な人事交流の在り方を検討してまいります。

次に、特別支援学校の卒業生の進路につきましては、昨年度の市立特別支援学校の卒業生76名の内、企業への就労23名、職業訓練機関1名、福祉関係事業所49名その他3名となっております。

課題といたしましては、企業へ就労した生徒のその後の安定した就労継続にあると認識しているところでございます。

このため、在学中の職場実習等を通して、生徒自身に働くことの喜びや意味を実感させ、達成感を味わわせること、また、教員が生徒の適性を見極めて、より適切な職場とのマッチングに努めることが重要であると考えているところでございます。

就労後の対応といたしましては、教員や企業経験のある就労支援員による職場訪問等の就労継続に向けた支援の充実に努めてまいります。

■ 代表質問（2月26日）公明党 ■

◆ 奨学金制度について

◎質問

- ・川崎市高等学校奨学生の平成26年度募集結果及び利用状況、新年度に向けての取組について伺います。
- ・高校や中学の段階で本人や保護者に教育負担や学資ローンの返済方法についての情報提供やガイダンスを十分に行う必要がありますが、今後の取組について伺います。

◎答弁

はじめに、本市の高等学校奨学金制度についてでございますが、平成26年度からは申請の基準を設けて募集したところ、「入学支度金」については138人、「学年資金」については597人を奨学生として採用いたしました。

新年度に向けての取組につきましては、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえながら、引き続き修学支援を行ってまいります。

次に、制度の情報提供における取組についてでございますが、中学生に対しては、神奈川県から支援制度の概要について細かく記載された冊子が配布されており、高校生に対しても、本市や神奈川県の奨学金制度を案内しているところでございますが、今後も引き続き支援制度の周知に努めてまいります。

◆ 学校司書について

◎質問

- ・今回示された学校司書の内容は、これまで求めてきた内容とは相違する点が多くあります。設定した理由、方向性について伺います。
- ・かわさき教育プランの学校司書の定義を今回の学校司書に反映し、検証しながら取組むべきです。見解と今後の取り組みについて伺います。

◎答弁

はじめに、本市における学校司書を配置した理由および方向性についてでございますが、学校図書館法の一部改正に基づき、常に学校図書館に人がいる環境づくりを図るため、同一校において年間150回以内の配置を想定した学校司書を市内7校にモデル的に配置することといたしました。

その人材につきましては、これまで学校図書館で熱心に活動され、その実態をよく把握されている地域の方、図書ボランティア、退職教員等の方々から、ふさわしい方を学校長が推薦する方法を採りたいと考えております。

次に、今後の取組についてでございますが、児童の読書量や図書の貸出冊数、授業での利活用の状況等を調査し、学校司書配置の効果を検証してまいりたいと考えております。

学校図書館に常に人がいる環境は、子どもたちの読書活動の充実や、学習での図書館の利活用において大切であると認識しておりますので、今後とも学校図書館のさらなる充実に向け取組を進めてまいりたいと考えております。

◆ 通学路の安全対策について

◎質問

- ・学校からの対策要望205の危険箇所について、平成26年度川崎市通学路安全対策の進捗状況について伺います。

- ・早期に解決すべき箇所について、どのような優先度を設け改善していくのか具体的な取組と成果、今後のスケジュールについて、及び、改善不要、改善困難箇所についての対応策を伺います。

◎答 弁

平成 24 年 4 月に、京都府で発生した痛ましい事故を受け、本市におきましては、教育委員会が中心となり、市民・こども局、建設緑政局、各区役所、小学校長会、各警察署による通学路安全対策会議及び各区部会を設置いたしました。

平成 26 年度の進捗状況につきましては、対策要望箇所数 205 カ所のうち、83 カ所の対策が完了いたしまして、その後の対策予定箇所は 39 カ所でございます。

次に、各学校や P T A などから寄せられた通学路の改善要望につきましては、各区部会において、関係局・区、関係機関が連携を図り、現地を確認しながら検討を重ね、改善ができるところから順次対応を行っているところでございます。具体的には、グリーンベルトの設置、電柱幕や巻きつけ標示によるドライバーへの注意喚起、横断歩道の補修等、子ども達が安全に安心して登下校できる交通環境の整備を図っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、現在、各学校に通学路の安全点検、および危険箇所の調査を依頼しておりますので、年度末までにとりまとめをし、今年度の対策未定箇所と併せて、来年度以降の安全対策会議各区部会で検討をしております。

また、改善不要及び改善困難箇所につきましては、当該箇所の交通事情をはじめ、幅員や設置場所等、物理的な課題がございますが、ハード面での整備が難しい箇所につきましては、マンパワーによる見守り活動など、手段を変えて対応できるか学校と検討しながら、今後も子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

◆ 橋樹官衙遺跡群について

◎質 問

- ・このたびの国指定に対して、市長の率直な見解を伺います。
- ・隣接する影向寺遺跡調査開始から 40 年にわたる発掘調査ですが、最新の調査により明らかになった内容と国指定によるメリットについて伺います。
- ・市民へ広報し、当時の郡衙の展示など広くアピールすべきと思いますが取組を伺います。
- ・橋樹官衙遺跡は、多摩丘陵の古道を巡るハイキングコースとして市民に親しまれています。国指定を受け、あらためて古道の整備をすべきと思いますが伺います。

◎答 弁 (市長)

橋樹郡衙跡や影向寺遺跡が今日まで残ってきたということは、土地所有者や影向寺の関係者の皆様、そして地域の方々が大切に守ってきていただいたことによるものでございまして、まずは心から敬意を表し感謝を申し上げる次第でございます。

国の史跡に指定されるということは、たいへん名誉なことでありますとともに、史跡の価値を高めていくための取組や努力をしていく使命を担うということでもあります。

今後は、市民の皆様とともに、この宝を守り、活用してまいりたいと考えているところでございます。

◎答 弁

はじめに、橋樹官衙遺跡群の最新の調査成果についてでございますが、橋樹郡衙跡につきましては、平成 10 年度から高津区千年の台地上を広範囲にわたって確認調査をしております。郡庁は明確にできなかったものの、橋樹郡衙の正倉や郡衙に関連する多くの掘立柱建物群が確認されております。

また、影向寺遺跡につきましては、奈良時代の 8 世紀中頃には金堂に加えて塔などの伽藍が整

備されて南関東地方の拠点寺院になっていたことが明らかになってまいりました。

また、国史跡指定のメリットといたしましては、橘樹官衙遺跡群の歴史的価値や魅力を全国に向けて発信することができるようになるとともに、史跡の土地買上げ等に要する経費の 80%、史跡の保存整備及び活用事業経費の 50%が国から補助されることとなりますので、今後の保存・活用に取り組みやすくなると考えているところでございます。

次に、市民への広報についてでございますが、平成 25 年度に本市土地開発公社で先行取得しました土地につきまして、平成 27 年度に国の補助を得て買戻す予定でございますので、今後は、隣接するたちばな古代の丘緑地と併せた総合的な観点からの整備につきまして、学識者の御指導をいただくとともに、市民の皆様の御意見を伺いながら検討し、その内容を広く周知してまいりたいと考えているところでございます。

次に、古道の整備についてでございますが、教育委員会では橘樹官衙遺跡群を中心に、県史跡の子母口貝塚・西福寺古墳・馬絹古墳など周辺の文化財も含め、利用者の利便性の向上に向けた標識・案内板・文化財解説板等の整備について、文化財保護活用計画推進の取組の中で、橘樹官衙遺跡群の保存管理・整備活用等を関係局区とも協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

◆ 中学校夜間学級について

◎質 問

- ・入学資格は「本市在住者もしくは在勤者、中学を卒業せずに義務教育年齢を超えた人」となっています。不登校等により出席日数が少なく、教育が受けきれいなく、「学びなおし」を望む人への支援も必要です。希望者は受入れるべきです。見解を市長に伺います。

◎答 弁（市長）

中学校夜間学級は義務教育未修了のまま学齢を超過した方々の学習ニーズに応えるために設置しているものでございます。

不登校等で出席日数が少ないまま義務教育を卒業された方に対する学習機会の確保の課題につきましては、今後の国の動向等を踏まえながら対応していくものと考えております。

なお、学び直しの意欲のある方々への対応につきましては、今後、本市としての取組を検討していく必要があるものと考えております。

■ 代表質問（2月27日）民主党 ■

◆ プール開放事業について

◎質問

- ・鷺沼プールを廃止する際に、小中学校のプール開放を代替として積極的に活用するとの表明がされた経緯がありますが、関係児童、利用者、関係者とどのように合意の努力を図ったのか伺います。
- ・水泳力指導と施設開放はそもそも異なる次元の課題です。施設開放に変わる代替のサービスをどのように用意するのか伺います。

◎答弁

本市のプール開放事業は、各学校の施設開放運営委員会に運営をお願いし、監視業務を専門の業者へ委託する形態で実施してまいりました。

しかしながら、平成24年度の警察庁の通知を受け、監視業務の委託に係る経費が増したことから、昨年度と今年度につきましては、抽選により一部の学校しか実施できない状況でございました。また、プール開放に参加する児童も少なく、懸案となっていたところでございます。

このため、市内での検討を進めるとともに、PTAや青少年育成団体、総合型地域スポーツクラブ、学校などを構成員とした「学校施設有効活用あり方検討委員会」や、今年度プール開放事業を実施した各学校からのご意見、他都市の状況を参考にしながら、今後の事業のあり方について検討してきたところでございます。

これまでは、盛夏の時期に子ども達が水に親しむ機会を提供するという目的で、4日間のプール開放事業を行ってまいりましたが、27年度は、子ども達が水に親しむことに加えて、泳力向上という新たな目的を持って事業を発展的に移行し、水泳が苦手な子どもを一人でも減らすために、地域のスイミングクラブ等と連携したモデル事業を進めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、本モデル事業の成果や課題、保護者等の要望を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・センター方式での事業開始が南部で7ヶ月、中部、北部で10ヶ月先延ばしとなりました。その理由を伺います。
- ・先延ばしによる事業予定価格の変更額とその影響について伺います。
- ・3ヶ所の給食センターから各学校へ運搬して配膳する方式ですが、この方法で本当に温かい給食を提供できるのか再度確認しておきます。

◎答弁

はじめに、学校給食センター整備等事業に係る事業スケジュールの見直しについてでございますが、本市におきましては、昨年11月に、いわゆるPFI法に基づく学校給食センター整備等事業に係る実施方針を公表いたしまして、同法に基づき民間事業者から当該実施方針等に関する御質問・御意見を受け付けたところでございます。

そして、民間事業者からは、昨今の建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から、事業スケジュールの見直しについて、数多くの御意見・御提案をいただいたところでございます。

本市といたしましても、学校給食センターの整備実績や運営ノウハウのある民間事業者の協力を得て、中学校完全給食の早期実施を、より確実に実現可能とするため、国のPFIガイドラインに基づく、民間事業者との競争的対話の視点等も踏まえ、この度、事業スケジュールの見直し

を行ったものでございます。

結果といたしまして、学校給食センターに係る中学校完全給食の実施につきましては、当初、平成29年2月からを予定しておりましたが、公募・契約協議の期間を1箇月ないし3箇月、設計・工事等の期間を2箇月、開業準備等の期間を1箇月それぞれ加え、余裕を持たせることによりまして、南部におきましては同年9月から、中部・北部につきましては同年12月からと修正することで、民間事業者がより参入しやすいスケジュールとなり、事業の質も確保できるものと考えているところでございます。

今後は、この変更後の事業スケジュールに基づきまして、中学校完全給食の確実かつ早期実施に向けた取組を着実に推進してまいります。

次に、事業スケジュールの見直しによる事業予定価格の変更額等についてでございますが、昨年12月の補正予算により設定いたしました債務負担行為の限度額は、約356億円でございます。その内訳は、施設整備費として約113億円、維持管理運営費として約243億円でございます。その後、今月12日に公表いたしました特定事業の選定の際に必要な事業予定額の試算では、施設整備費として約132億円、維持管理運営費として約223億円、合計で約355億円となったものでございます。施設整備費の主な増加要因といたしましては、昨今の建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況を考慮したものでございます。また、維持管理運営費の減少要因といたしましては、維持管理運営期間の短縮等によるものでございます。

次に、温かい給食の提供についてでございますが、二重保温食缶の使用や調理後2時間以内の喫食を徹底することによりまして、安全・安心で、そして温かい給食の提供が可能となるものと考えているところでございます。

◆ 学校図書館司書について

◎ 質 問

- ・改めて配置される学校図書館司書の役割について、「読書センター」としての機能はもとより、「学習センター機能」「情報センター機能」の役割も当然あるものと考えますが伺います。
- ・モデル実施校における司書の1校専任の方針に変わりはないのか、その配置方法、また任用方法、選任方法、期待する役割、効果をそれぞれ伺います。
- ・巡回型の学校図書館コーディネーターと新規に配置されることとなった1校専任の学校司書との役割分担の原則と両者の情報交換や交流のありかたについて伺います。
- ・モデル実施後の方向性についても伺っておきます。

◎ 答 弁

はじめに、学校司書の役割についてでございますが、モデル的に配置する学校司書は、図書館総合システムを活用し、図書の貸出・返却業務、及び授業や調べ学習における図書資料の情報提供や準備等を教員や子どもたちに対して行ってまいります。

各学校では年間計画を基に、「読書センター」および「学習・情報センター」として学校図書館の利活用を進めておりますが、学校司書はこうした機能の充実にも資するものでございます。

次に、人材の確保についてでございますが、これまで学校図書館で熱心に活動され、その実態をよく把握されている地域の方、図書ボランティア、退職教員等の方々から、ふさわしい方を学校長が推薦する方法を採りたいと考えております。

学校図書館に常に人がいることにより、子どもたちが学校図書館を積極的に利用し、読書量や図書の貸出冊数が増えることを期待し、その効果を検証してまいりたいと考えております。

次に、学校図書館コーディネーターと学校司書についてでございますが、学校図書館コーディネーターは各区に3名配置しており、巡回型の学校司書として、学校図書館全体の底上げに努めているところでございます。

今後は名称を総括学校司書と改め、その専門性を生かして学校司書と連携し、選書や環境整備に関する情報を提供してまいります。また、総括学校司書と学校司書に対して年間4回程度の合同研修を実施し、情報の共有および資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、モデル実施後の方向性についてでございますが、児童の読書量や図書の貸出冊数、授業での利活用の状況等を調査し、学校司書配置についての効果を検証することにより、今後もさらに学校図書館が充実するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

◆ スクールガード・リーダーについて

◎質問

- ・スクールガード・リーダーの増員に対する今後の方向性を伺います。

◎答弁

スクールガード・リーダーは、子どもたちの登下校時の安全指導、学校の定期的な巡回指導、学校内外の防犯対策にかかわる指導助言や地域の見守りボランティアの指導育成などを目的に配置しております。

本市のスクールガード・リーダーは、警視庁、神奈川県警察本部の御協力を得て、全員が警察官OBでございます。現職時代に培ってきた専門的見地から、教職員、児童生徒はもとより、地域交通安全員やPTA等にも交通安全や防犯等さまざまな角度から指導助言を行っているところでございます。また、学校や警察署と不審者等の情報につきましても共有し、パトロールを強化するなどの対応に努めているところでございます。

今後の増員の方向性につきましては、今年度2名増員し、20名体制としたところでございますので、学校への巡回点検指導の状況や学校からの要望を把握しながら検討を行ってまいります。

■ 代表質問（2月27日）共産党 ■

◆ 少人数学級について

◎質問

- ・市長は市長選のときに実施の方法まで踏み込んで意見表明をされていました。市独自で教員を確保する決断を行い、少人数学級の拡充をすべきではないでしょうか。市長の考えと一致するものと思いますが、市長に伺います。

◎答弁（市長）

本市におきましては、現在、小学校1年生及び2年生の全学級において35人学級を実施するとともに、小学校3年生以上におきましては、各学校が実情に応じて少人数学級または少人数指導等を実施しており、「教員が子ども一人ひとりの学習状況を把握しやすい」など、一定の効果があがっているとの報告を受けているところでございます。

多様な子どもたちの学習や生活の状況に対して、よりきめ細やかな指導を図ることは重要なことと考えておりますので、教職員の配置の充実が図られるよう、引き続き、国に対して教職員定数の改善を要請してまいりたいと考えております。

また、本市では、少人数指導等のために市単独による非常勤講師を配置しているところでございますが、引き続き、国の動向を注視しつつ、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・早期実施のためという理由でセンター方式を導入しましたが、スケジュールが最大10ヶ月遅れるとのことです。自校調理2校と小中合築の2校は予定通り行われるとの事で早期実現にも自校調理方式の優位性が明らかになりました。自校調理校を増やすべきです。伺います。
- ・中部、北部給食センターでは見学コースが設けられないとのことですが、日常的に見学できないのでは安心安全は保障されません。見学コースを作るべきです。伺います。
- ・PFI方式においても地元事業者への具体的配慮については、入札公告までの間に検討していくと答弁されましたが、検討状況について伺います。
- ・自校調理方式の給食室整備や、センター方式の配膳室等の整備において、地元建設業者の活用はどう検討しているのか伺います。
- ・配膳室が1階にある場合、配膳用エレベーターの設置を行うべきです。伺います。

◎答弁

はじめに、中学校給食における給食施設の在り方につきましては、今後の生徒数の推計、各調理場の稼働状況、本市の財政状況等も勘案し、必要に応じ検討してまいります。

次に、学校給食センターにおける見学通路の設置についてでございますが、（仮称）川崎市南部学校給食センターにつきましては、児童・生徒、PTA等を対象とした見学のための通路の設置を、今月25日に、同センターの整備等に係る「要求水準書」におきまして、公表させていただいたところでございます。

また、（仮称）川崎市中部学校給食センター等へのお見学の通路の設置につきましては、（仮称）川崎市南部学校給食センターとは規模も異なり、敷地の制限もございまして、要求水準書の（案）では、必須としてはおりませんが、事業者から、調理・配送業務等の給食提供に必要な諸室を確保し、国の衛生管理基準を確保した上で、見学通路設置についての提案がある場合には、その内容について審査してまいりたいと考えております。

次に、地元建設業者の活用についてでございますが、地域経済の活性化は重要なことと考えて

おりますので、学校給食センター整備等事業に係る落札者決定基準におきまして、地域経済の活性化等について、評価の視点として設定し、入札説明会等において事業者に周知してまいりたいと考えております。また、自校調理場や配膳室等の整備などにおきましても、その可能性について、今後検討してまいります。

次に、エレベーターの設置についてでございますが、現在、学校施設のバリアフリー化を目的として、全校設置に向けた取組を進めているところでございます。

完全給食実施に係る運搬・配膳の方法等につきましては、学校とも調整を行いながら、学校運営の状況を考慮し、実施までの間に検討を進めてまいります。

◎再質問

- ・自校調理校を増やすべきとの質問に対し、必要に応じて検討していくとの答弁がありました。これは、自校調理校を増やすことを検討していくと捉えてよいのか伺います。
- ・見学コースについては事業者から提案があれば審査していくとのことですが、安全安心の保障は市が責任を持って行うべきであり、事業者任せにすべきではありません。中部・北部給食センターにも見学コースを作るべきです。再度伺います。

◎答 弁

はじめに、給食施設の在り方についてでございますが、予防保全等による長寿命化や財政支出の縮減の観点も踏まえ、安全・安心な給食の提供や給食施設の効率性等を勘案するとともに、生徒数の推計、各調理場の稼働状況、社会経済情勢の変化等を注視しながら、今後の給食施設の整備の方向性や学校給食の在り方につきまして、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、(仮称)川崎市中部学校給食センター等における見学通路についてでございますが、見学通路は、食育の観点から有効なものと考えているところでございますが、これらのセンターにつきましては、敷地に制約があるため、安全・安心の確保の観点から、給食提供に必要な諸室を十分に確保することが第一に求められるものと考えているところでございます。

見学通路につきましては、事業者の提案によることも含め、入札公告までの間に検討してまいりたいと考えております。

◆ 教育委員会に関する改正法について

◎質 問

- ・教育委員会は、いかなる圧力も受けず、不偏不党でること、教育委員会制度は存続すること、教育委員会が教育行政の最高意思決定機関であること、この3つの根本方針は不変であることを文科省が確認していることは、重要であると思います。教育長の認識を伺います。
- ・文科省は、市長の不当な介入や圧力を排除・防止するための措置を規定する通知を出しています。その内容に対する認識と運用について、教育長に伺います。
- ・市長と教育委員会の調整がつかない事項を「大綱」に記載した場合どのようなことになるのか、国会では「意味のない」大綱になると答弁がされておりますが、見解を伺います。
- ・国会の審議の中では、総合教育会議で協議すべきではないものの例示として、教科書採択、教職員人事などが挙げられていましたが、市長の主義主張に偏った教材や教育も同様に協議すべきではないという答弁がされたと思いますが、見解を伺います。

◎答 弁

今回の改正につきましては、教育委員会は教育行政の合議制の執行機関として存続し、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するとともに、職務権限は変更しないこととしているため、教育委員会の所管に属する事務については、これまでどおり自らの権限と責任において、管理し、

執行すべきものと考えております。

次に、平成 26 年 7 月 17 日付けの文部科学省の通知におきましては、改正法の概要及び留意事項について関係する規定の整備等、事務処理上遺漏のないよう通知されたものと認識しておりますので、その内容等については改正法に基づき事務管理や事業執行する際に、留意してまいりたいと考えております。

次に、「大綱」の策定につきましては、首長の職務権限でございますので、教育委員会といたしましては、調整が図られるよう十分に協議、調整を尽くすことが重要であると考えております。

次に、「総合教育会議」についてでございますが、総合教育会議は、首長と教育委員会の相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、首長が設置し、主宰するものでございます。

会議の運営に係る事項につきましては、総合教育会議において協議・調整するものでございますので、教育委員会といたしましては、文部科学省からの通知を踏まえて、対応してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（2月27日）新しい川崎の会 ■

◆ 次期「かわさき教育プラン」の計画期間について

◎質問

- ・改正地教行法によれば、教育に関する「大綱」を首長が定めるとされており、その計画期間は4、5年とすることを想定しているとされますが、本市の次期「かわさき教育プラン」の計画期間を10年とする理由についてお示しください。

◎答弁

かわさき教育プランは、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための基本計画でございます。

この度策定いたします、次期プランの構成及び計画期間につきましては、計画期間全体を通じて実現を目指す最も基本的な考え方を「プランの基本理念及び基本目標」とし、今後約10年間にわたる本市の教育の指針として定めるものでございます。

また、「プランの基本理念及び基本目標」を実現するための、具体的な取組内容につきましては、これを基本政策、施策、事務事業の3つの階層で体系的に整理したうえで、概ね4年ごとに見直しを行うものでございます。

このような考え方によりまして、本市の教育の指針として必要な一定の安定性・継続性を確保しながら、新しい課題や状況の変化にも柔軟に対応することが可能となり、また、概ね4年ごとの見直しの時期を合わせることで、市長が定める「大綱」との整合性も図ることができるものと考えております。

◆ 人事制度を活用した学校の教育力向上について

◎質問

- ・学校の教育力向上については、教員の研修などに重点が置かれていて、人事制度の改革までは触れられていません。この点について次期「かわさき教育プラン」ではどのように考えているのか伺います。

◎答弁

現教育プランにおきましても、優秀で多様な能力を持った教職員の確保・育成を課題に掲げ、特別選考試験の導入や特別支援学校区分の設定といった教職員の採用方法の改善をはじめ、教職員の適材・適所の配置、意欲と能力のある若手教員の管理職登用をめざした人事異動方針や管理職登用制度の見直し、教職員一人ひとりの意欲と能力の向上に資する人事評価制度の適切な運用など、教職員の人事管理制度の改善に努めてきたところでございます。

次期教育プランにおきましても、引き続き、こうした人事管理制度の内容の検証と改善に取り組み、人間的魅力を備え、創意に溢れた人材の確保に努め、教職員の意欲・能力を高めていくことにより、学校の教育力向上を推進してまいりたいと考えております。

◆ 情報教育について

◎質問

- ・SNSが全世界に繋がっていることを理解していないと思われる行為が散見されます。誰もがインターネットに接続できるようになったことを踏まえ、改めて義務教育の現場で全ての子ども達に教えていく必要があると思われませんが、この点について次期「かわさき教育プラン」ではどのように考えているのか伺います。

◎答 弁

国の全国調査によりますとスマートフォン所持率が小学生は平成24年度の7.6%から25年度は16.3%に、中学生は同様に25.3%から49.6%へと増加しております。

それに伴ってスマートフォンを利用した小中学生のトラブルの発生も平成23年度までは3,000件前後であったものが、24年度には約7,800件、25年度は約8,800件へと増えております。

本市が毎年2月に実施しております「情報モラル教育に関する調査」でも、平成25年度に小学校113校中28校、中学校51校中46校において、学校外でスマートフォンなどの携帯端末を利用したインターネットやSNSに関係するトラブルが発生しておりました。

こうしたトラブルを防ぐには、情報社会を生き抜くための情報活用能力を児童生徒に身につけさせることが必要であると考えております。

総合教育センターの「情報モラル教育研究会議」における研究では、児童生徒が情報社会を生きていくためには、発達段階に応じて日常的なモラルを身につけさせると共に、インターネットの特性を理解させていくことが大切であることも明らかになっております。このインターネットの特性とは、誰からも見られているという「公開性」、一度出せば記録が残ってしまう「記録性」、本人の意思に関係なく広まってしまう「流出性」、相手の顔が見えない「非対面性」の4点でございます。子どもたちに理解させていくことが重要であると考えております。

各学校では、学級連絡網の管理や修学旅行などの学校行事で撮影した写真の取り扱い、インターネットやSNSなどを利用する際の心構えや注意点について様々な機会をとらえて指導しております。また、ほとんどの小中学校において、企業やNPO、県警からの協力を得て情報モラル教室を実施しております。

急速に変化していく情報社会において、児童生徒が正しい理解と判断ができるよう、これまでの実践や研究成果を生かして、次期「かわさき教育プラン」におきましても、引き続き児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組を推進してまいります。

◆ 第2期川崎市特別支援教育推進計画について

◎質 問

- ・児童支援コーディネーターの増員に注力していますが、第2期計画において、市内小学校のどの程度を網羅するつもりなのか、伺います。
- ・障害の多様化により教員の専門性向上が求められていますが、次期計画において、どのようにそれを図っていくのか伺います。
- ・特別支援学校高等部分教室のあり方を充実させると聞きますが、どのように行っていくのか、具体的にお答えください。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒への支援もより拡大していく方針と仄聞しますが、その手法についても伺います。

◎答 弁

はじめに、児童一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進する必要から児童支援コーディネーターの専任化を平成24年度から進め、その結果、課題の早期発見・早期対応が可能になり、課題の改善率が向上したことや、学年が変わっても継続した支援が行えることで保護者の安心につながった等の報告を受けているところでございます。こうした効果の検証を踏まえ、平成27年度は事業の対象校を44校から65校に拡充いたします。

今後につきましては、市立小学校の校内支援体制のさらなる充実を図るために、第2期川崎市特別支援教育推進計画においても児童支援コーディネーターの専任化に向けた取組をより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、教員の専門性の向上についてでございますが、これまでも、特別支援学校、特別支援学級等の教員につきましては、研修の体系化と内容の精選や、特別支援学校区分による教員の採用等に取り組んできたところでございます。今後は、すべての校種の教職員に特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進を図るとともに、特別支援学校においては、特別支援学校教諭免許状取得の促進や作業療法士等の専門職との連携、特別支援学級においては、特別支援学校のセンター的機能による研修の充実や、巡回による指導助言を推進してまいります。

次に、中央支援学校高等部の分教室につきましては、知的障害の特別支援学校の高等部生徒の増加への対応と軽度の知的障害生徒の社会的自立の促進が重要であると認識しておりますので、保護者や学校関係者による検討会議において募集人数の拡充や教育環境整備について検討しているところでございます。

次に、医療的ケアについてでございますが、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援は重要な課題と認識しておりますので、特別支援学校におきましては、看護師を配置し常時医療的ケアが実施できる体制を整えてまいりましたが、さらに、看護師との連携をもとに研修を経た医療的ケア担当教員による実施体制を整えてまいります。

小・中学校においては、保護者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、医療的ケアの安全な実施に向けた取組の検証を踏まえ、看護師の受け入れ体制や、複数のケアへの対応等について検討してまいります。

◆ 習熟の程度に応じた指導について

◎質問

- ・習熟度別授業を実施した後の保護者や子どもの感想についてお聞かせください。

◎答弁

「授業がわかる」子どもたちを増やし、一人ひとりに確かな学力を育成することをめざし、平成26年度は、小学校、中学校の各2校で「きめ細やかな指導・学び研究推進校」として、習熟の程度に応じた指導の在り方等、少人数指導の効果的な取組について、研究を進めてまいりました。

研究推進校における、子どもたちの感想といたしましては、「算数のテストではじめて合格して、算数が好きになった」「むずかしい問題にチャレンジできてよかった」「授業が分かりやすくなって自分の意見を言いやすくなった」などがございます。

また、保護者からは「基礎学力が定着することが期待できる」「進んで学習に取り組むようになった」「子どものためにぜひ継続してほしい」といった肯定的な声が寄せられております。

教育委員会といたしましては、平成27年度に研究推進校を小学校3校、中学校3校に拡充するとともに、総合教育センターに研究会議を設置し、小学校、中学校の教育研究会との連携を深めながら、子どもたちの学力向上のために、一人ひとりの習熟の程度に応じたより効果的な少人数指導の在り方について研究を進めてまいりたいと考えております。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問

- ・来年度から拡充が予定されておりますが、実施後のアンケート結果などをお聞かせください。
- ・地域の寺子屋を実施する団体同士の意見交換の必要性について、前回の定例会でお聞きしておりますが、その進捗状況について伺います。

◎答弁

本年1月に、放課後の学習支援に参加している児童と保護者へアンケートを実施したところ、

現時点で6ヶ所の寺子屋の児童508名、保護者436名からの回答を得たところでございます。

その結果、児童の約88%が「親や先生以外の大人と話げできた」と回答し、地域の大人とのふれあひを実感していることが伺えました。

また、「勉強のわからないところがわかるようになった」との回答も75%に達しており、本事業実施の意義を感じているところでございます。

保護者の回答につきましては、「寺子屋の取組は思っていた通りでしたか」の設問に、75%の保護者が「あてはまる」と回答しておりますが、一方では、「回数を増やして欲しい」「もっと個別に対応して欲しい」といった要望もあり、今後の課題として認識しているところでございます。

次に、寺子屋を実施する団体同士の意見交換につきましては、1月から2月に3回の寺子屋コーディネーター研修会を開催したところでございます。

1回目は地域の寺子屋事業の趣旨について改めて共有を図り、2回目は中野島小学校の寺子屋の見学と情報交換、3回目は「NPO法人放課後アフタースクール」の方を講師にお招きし、先進事例に学ぶ内容でございます。参加者からは「有意義な研修会であった」との感想をいただいたところでございます。

これらの研修を通じ、放課後の学習支援の実施方法や、体験活動のプログラムに関する情報交換、各寺子屋の運営の課題などについて意見交換を行い、寺子屋同士が連携を図ったところでございます。このような研修会を次年度以降も引き続き開催してまいりたいと考えているところでございます。

◎再質問

- ・実施校を増やすためには多様な実施団体の存在が不可欠です。実施団体として、今後どのような団体が想定できるのか、具体例をお示しください。

◎答 弁

今年度は、市民の皆様が、ご自分の地域にふさわしい寺子屋の運営形態を見出す参考としていただくために、中学校区地域教育会議、総合型地域スポーツクラブ、地域のNPO団体のほか、地域教育会議やPTA、町内会などの関係者によって構成された実行委員会など、様々な形態の団体へ委託してきたところでございます。

今後も、寺子屋を開講しようとする学校との関係が良好で、地域や子ども達の状況を理解されており、子ども達の学習や活動をサポートしたいという意欲をお持ちの団体であれば、その組織形態にこだわらず、寺子屋事業に取り組んでいただけるよう積極的に支援したいと考えておりまして、具体的には、PTAやおやじの会、町内会組織、子ども達を対象にした活動をされている地域の団体なども、実施団体として想定されるところでございます。

◆ 小学校プールについて

◎質問①

・小学校のプール開放事業が廃止され、地域のスイミングスクールやスポーツクラブと連携した泳力向上の取組へと発展的に移行するとのことですが、どの点が発展的なのか説明を願います。

◎答弁①

これまでのプール開放事業は、盛夏の時期に子ども達が水に親しむ機会として、水遊びの場を提供するという目的で実施してきたものでございますが、開放を実施できなかった学校の子どもは参加できない状況があり、また、水泳が苦手な子どもに対して泳力向上を望む保護者の方々のご意見も頂戴していたところでございます。

こうした状況を受け、平成27年度からは、プール開放事業に替わるものとして、水が怖い子どもや、水泳が苦手な子どもを対象に、少しでも水に慣れ、泳げるようにすることを目的に、地域のスイミングクラブ等の施設を活用しながら、モデル的に各区で水泳教室を開催することを検討したところでございます。

今後、スイミングクラブ等と連携した水泳教室を開催することで、子ども達に水に親しむ機会を提供するだけではなく、専門的な指導者による泳力向上という新たな付加価値をつけた事業として、一人でも多くの子どもが泳ぐ楽しさを味わえるように取り組んでまいりたいと考えております。

◎質問②

・廃止の経緯について伺います。

◎答弁②

本市のプール開放事業は、運営を各学校の施設開放運営委員会へ委託し、監視業務を専門の業者へ委託する形態で実施してまいりました。

しかしながら、平成24年度の警察庁の通知に基づき、平成25年度から警備業法の認定を受けている業者へ監視業務を委託していることから、警備員の人件費や研修に要する経費が増し、昨年度から、小学校113校中、約3割しか実施できない状況でございました。

また、昨年度の実施状況を受け、今年度はさらに人件費が高騰している状況でございまして、4日間のプール開放のために、光熱水費も含めると1校あたり100万円以上の経費がかかっているところでございます。

さらに、今年度の児童の参加率は、平均いたしますと1校あたり10.3%程度で、多い学校でも20.5%程度にとどまっていたところでございまして、費用対効果の面からも懸案となっていたところでございます。

このため、庁内での検討を進めるとともに、「学校施設有効活用あり方検討委員会」や、今年度プール開放事業を実施した各学校からのご意見、他都市の状況を参考にしながら、今後の事業のあり方について検討し、見直しを図ったところでございます。

◎質問③

・学校が指導の一環として、プールを活用するメリットや効果と、デメリットや課題について伺います。

◎答弁③

はじめに、学校が指導の一環として、プールを活用した場合の効果等につきましては、教員は子ども一人ひとりの泳力をはじめ、健康上の留意点などを把握しておりますので、児童の実態やニーズに応じた適切な指導ができるという点で効果的であると考えております。

次に、課題等についてでございますが、教員は、夏季休業期間中、各教科の研修会をはじめ、経年研修などに参加するため、水泳指導を実施するための指導体制の構築や参加する児童の登下校時の安全面の確保が難しい状況でございます。さらに、薬剤や水の入れ替えなど、実施時期までのプールの水質の維持管理等が課題であると考えております。

◎質問④

- ・地域団体に学校プールの使用を許可し開放する事について、開放の仕組み等を前向きに検討いただくよう要望をしまして、どのように検討し、どのような意見が出たのか伺います。

◎答弁④

地域団体による学校プールの活用につきましては、本市では、学校長の判断による学校施設の目的外使用の範疇となり、当該校の児童生徒以外の者がプールを利用する場合には、神奈川県海水浴場等に関する条例等に基づき、保健所から海水浴場等設置許可を受ける必要がある他、利用者の安全面の確保や緊急時の体制づくり、光熱水費の負担など、現状では、多くの課題があると認識しているところでございます。

◆ いじめ相談について

◎質問①

- ・現段階で、相談をしたい児童生徒はどこに相談をできるのか伺います。

◎答弁①

これまでいじめを受けている児童生徒や不登校児童生徒、中学校入学前の児童の不安や悩みを相談する機関として、総合教育センターの一般相談、インターネット相談窓口、24時間いじめ電話相談、教育相談室、電話相談ホットライン等を設置しているところでございます。

相談機関の児童生徒への周知につきましては、年度当初に、相談機関の一覧が掲載されている「相談カード」と県内の相談機関を掲載している「相談機関紹介カード」を、市立学校の全児童生徒へ配付しております。

◎質問②

- ・今まさにいじめを受けている児童生徒への相談窓口を早急に作るべきと3月2日の総務委員会で質問したが、その後の対応と緊急的な対応のみならず、恒久的な対策について、伺います。

◎答弁②

緊急的な対策といたしましては、学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるよう3月9日より「ダイヤルSOS」を開設し、当分の間専用電話で対応してまいります。その周知につきましては、市立学校の全ての児童生徒に「ダイヤルSOS」の設置の案内を速やかに配付するとともに、市のホームページや教育委員会のホームページにおいても周知を図ってまいります。

また今回の事案を受け、長期欠席児童生徒の状況の把握、緊急避難を要する児童生徒への対応を含む児童生徒理解の検証、保護者・家庭・地域との連携の検証、校内体制の検証、学校・教育委員会・関係機関相互の連携の検証、生命尊重・人権尊重教育の検証の結果を踏まえながら、恒久的な対策につなげてまいりたいと考えております。

◎質問③

- ・総務委員会では地元の説明会を含めて児童、保護者への説明を求めたが、2日の校長会ではこのような話はなかったのか伺います。

◎答 弁③

合同校長会議におきましては、緊急的な対策といたしまして、相談窓口の設置については説明をしておりません。長期欠席児童生徒の把握のためのシステムを構築することにつきまして情報として提供しているところでございます。

◎質 問④

・現在の小学6年生は特に不安だと思うが、説明会は今後予定しているのか伺います。

◎答 弁④

各学校におきましては、児童生徒の不安な気持ちをできるだけ取り除くことは、常に行われているところでございます。特に、卒業を迎える6年生におきましては、中学校進学そのものが不安の面もございます。もちろんこれからの新しい中学校生活に向けて、希望に満ちた気持ちをお持ちであるとも思いますけれども、新しい世界を迎える不安も当然あるものだと思います。

したがって、これまでも小中の連携の連携につきましては、大変大事に取り組んでまいりましたけれども、特にこういう時期でございますので、6年生が中学校生活に不安を感じることがないように、各学校で取組むようにしてまいりたいと考えております。

◎質 問⑤

・引越し等による他都市間の情報連携はどうなっているのか伺います。

◎答 弁⑤

引越し等で転校する場合、児童生徒は生活環境の変化によって不安や悩みを感じる人が多いと考えられます。

今後も、個人情報の取扱いに留意しながら、引越し等で、他都市から転入してくる児童生徒の学校や家庭での生活状況の把握に努めるとともに、本市から他都市へ転出する児童生徒の状況を提供するなど、学校間の情報連携を一層推進することにより児童生徒が安心して学ぶことができるように努めてまいります。

◎質 問⑥

・総務省が先月決定した、児童虐待相談・通報窓口としての電話番号189番との連携をどのようにお考えなのか伺います。

◎答 弁⑥

先月5日、総務省は厚生労働省の「児童相談所全国共通ダイヤル」に、「いち・は・やく」の文字通り、3桁の電話番号、「189」を新しく割り振る案を発表いたしました。

今後、児童虐待に関する児童生徒からの相談や通報を受ける電話番号として「189」を利用できるよう、「相談カード」に掲載するとともに、こども本部や区役所など関係局区等とも連携を図り、学校生活のみならず、児童生徒の日常生活面について、地域全体で注意を払って見守りながら、児童生徒の虐待等の早期発見・対応に努めてまいります。

◎質 問⑦

・事件の直後に小学校教諭が逮捕されており、今年度は12件もの教員が処分、処分検討中、教育委員会のあり方が問われている。当事者の保護者が、いかに地域や学校と連携し相談や情報を交換しやすい場を設けることも必要、市長の見解を伺います。

◎答 弁⑦（市長）

事件後にも不祥事が起きるといふ、由々しき事態になっております。また、教育委員会のみならず、市長部局におきましても、不祥事が相次いでおりますことは大変遺憾なことでありまして、市民の信頼の上に成り立っている行政がこのような事態では、ままたらぬという危機感を持つ

ているところであります。

綱紀肅正とともに、私をはじめ全ての職員がもう一度襟をただして職務に邁進してまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会 公明党 川島委員（3月5日） ■

◆ キャリア在り方生き方教育について

◎質問①

- ・ これまでも学校が地域と密接に連携したキャリアアドバイスの実施や早期の段階からの職業体験学習等を実施してきましたが、新年度新たに取組「キャリア在り方生き方教育推進事業」にどのように反映されているのか、今後の取り組みも含めて伺います。

◎答弁①

職場体験や職業体験等の学習につきましては、キャリア在り方生き方教育を推進する重要な取組の一つとして位置付けるもので、達成感や満足感を得ることによる自信や自己有用感の獲得、働くことや学ぶことへの意欲の向上など、様々な効果が期待できる活動でございます。

働く活動を通して、学ぶ意欲や挑戦することの意味等を積み重ね、子どもたちのキャリア発達を促すことは、大切であると考えております。

これまでも、各学校では積極的に取り組んできておりますが、将来に夢や希望を抱いて生きる子どもたちを育てるためには、子ども自身が学習に意味を見出し、主体的かつ意欲的に取り組めるように配慮した教育活動を、より一層、計画的に実践することが大切でございます。

今後、各学校におきまして、自分の生き方について考えられる豊かな学びの機会としての職場体験や職業体験等を、他の教育活動との関連の中で、計画的・系統的に実施していくよう、キャリア在り方生き方教育に位置付けてまいります。

◎質問②

- ・ 雇用や社会保障等に関する知識は大変重要であり、キャリア教育とともに推進すべきですが、現状と今後の取組を伺います。

◎答弁②

中学校の社会科公民的分野や高等学校の公民科におきましては、社会保障制度や労働問題・企業のしくみ等について学習しております。

特に、高等学校公民科で学習する雇用や労働問題、社会保障などの具体的な知識につきましては、一人一人のキャリアを支える重要な基礎となるものでございます。

卒業後の生徒たちが生きていく社会では、労働者の職業生活を取り巻く環境が大きく変化することが予想されております。そのため、労働保護立法や社会保障制度などを、一人一人の将来の生活に直接関わる生きたものとして伝えることが大切であると考えております。

生徒自身が望む働き方やワーク・ライフ・バランスを考えたり、社会全体にとってどのような雇用や社会保障の在り方が望ましいのかについて話し合ったりすることによって、生徒のキャリア発達を促すことができるものと考えます。

今後も、このような知識の習得も大切にしなが、ら、「キャリア在り方生き方教育」では、将来に向けて社会的自立に必要な能力や態度を培うことを目指した教育を計画的・系統的に推進してまいります。

◆ 教育現場のICT環境について

◎質問①

- ・本市教育現場でのICT環境の整備、ICTを使用した教育について、どのように取り組んでいるのか現状と新年度の取組を伺います。
- ・国の方針として示されている「21世紀にふさわしい学校教育の実現」の成果目標として、平成32年度をその区切りとしています。平成32年度までの取組をうかがいます。

◎答弁①

ICT環境につきましては、現在、国の「教育の情報化ビジョン」を踏まえて作成いたしました「川崎市教育の情報化推進計画」に基づき、ICTの特性を活用し、より学習効果の高い授業が実現できるよう整備を進めているところでございます。

現在の整備状況につきましては、個に応じた課題への取組や、子ども同士で教え合い学び合う協働学習の充実を目指し、小学校におきまして、コンピュータ室等の機器入替の際に、タブレット端末や可搬型の無線LAN機器等を導入しているところでございます。

平成27年度の取組につきましては、中学校におきまして、小学校と同様に、新しい機器の導入を計画しております。

平成32年度までの取組につきましても、国の第2期教育振興基本計画の目標水準である、タブレット等の可動型端末40台の整備に向けて検討を進めてまいります。この取組につきましては、他の自治体の活用状況や整備状況等の情報収集を行うとともに、市内の研究モデル校での検証なども踏まえながら、本市の新たな教育の情報化推進計画を策定し、計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・ICT支援員等の活用や民間企業との連携による現場への支援を強化すべきですが、見解と今後の取組を伺います。

◎答弁②

各学校の教員のスキルアップに向けた教育現場への支援は、重要な課題であると認識しております。

ICT支援員につきましては、本市におきましては、教員のICT機器やソフトウェアの操作の補助や、ICTを活用した教材作りの支援、教材等の紹介や活用の助言等を目的として、平成21年度より23年度までの間、配置しておりましたが、現在は、校務支援システムの円滑な運用のため、ヘルプデスクや訪問研修のためのサポーターを配置しているところでございます。

今後、学校からの要望等を踏まえ、支援内容を吟味しながらICT支援員の配置について検討してまいりたいと存じます。

民間企業との連携といたしましては、新しい機器の導入の際に、授業での活用場面を想定したソフトウェア等の活用研修を開催しております。また、学校からの要請に応じて、機器やソフトウェアの活用についての訪問研修も随時行っているところでございます。

平成23年度から研究協力校におきまして、民間企業にご協力をいただき、一人一台のタブレット端末や無線LAN環境が整備された次世代型ICT環境を活用した実践を行っております。ここで得られた研究の成果や検証結果等の情報収集を行ったうえで、課題を整理し、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

◎質問③

- ・21世紀を生きる子どもたちにとって、ICTスキル以上にICTリテラシー教育は不可欠ですが、本市での取組と今後の課題を伺います。

◎答 弁③

各学校におきましては、社会科や総合的な学習の時間、道徳などにおいて、情報の発信者には意図があることや、情報を受け取る側には、正しい判断をしなければならないことなどについて指導しているところでございます。

また、子どもたちへのICTリテラシー教育の充実を図るためには、教員の指導力の向上が不可欠であると考えております。

そのため、毎年更新している教員用指導資料「5分でわかる情報モラルQ&A」を各校に配付し、新しい情報を教職員に提供したり、学校の要請に応じて研修を実施するなどの支援を行っております。

また、教職員向けに、授業でのICTの有効性や、各教科等において情報活用能力を育成していくことの必要性、児童生徒が情報を発信する場面で必要となる知識やモラルの指導方法などの各種研修を行っているところでございます。

課題といたしましては、新たな技術や急速なICT環境の進展に対して、常に適切な対応をしていくことが必要となっているところでございます。

◎質 問④

- ・犯罪に巻き込まれるような情報から児童生徒を守る事は、保護者との連携が重要です。学校でのICTリテラシー教育の内容等を保護者の方にも十分理解してもらう必要があります。現状と今後の取組を伺います。

◎答 弁④

学校からの要請に応じて、社会におけるICTリテラシーの現状や学校での情報モラル教育の実際等につきまして、保護者向けに、指導主事や関係企業の専門家による研修会を行っております。

そのほか、総合教育センターが川崎市PTA連絡協議会と連携を図り、学校における情報モラル教育の実際について情報提供をしているところでございます。

また、現在本市のホームページを活用いたしまして、本市で作成した保護者や大人向けのネットトラブルに関する啓発パンフレットを掲載しているところでございます。

今後も、より効果的な情報発信の在り方について検討を行い、情報モラル教育やネットトラブルに係る児童生徒の実態等について保護者やPTAに情報提供してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 潮田委員（3月5日） ■

◆ 危機管理について

◎質 問

- ・避難所として指定している市立学校には、巨大地震が発生した場合には多くの住民が避難して来る事になるが、学校施設の耐震性は確保されているのか伺います。

◎答 弁

市立学校施設の耐震性の確保につきましては、補強が必要と診断された施設の耐震補強を、平成24年度までに完了しており、現在使用している校舎・体育館は、すべて文部科学省が定める耐震力等の基準を満たす建物となっております。

■ 予算審査特別委員会 共産党 佐野委員（3月5日） ■

◆ 中央支援学校分教室について

◎質問

- ・中央支援学校分教室は市立聾学校の空き教室を活用して2011年度に開校しました。教室の面積等は聾学校のつくりとしては狭く、1クラス8名の生徒が2クラス合同でTT授業を受けていますが、先生が教室を回れないほどにひしめき合っています。分教室における生徒一人当たりの面積について、他の支援学校との比較とあわせ、改修工事後の一人当たりの面積についてもそれぞれお答えください。
- ・聾学校の一部改修にとどめず、分校として新設するなど抜本的な拡充をすべきですが、見解を伺います。

◎答弁

近年、軽度の知的障害のある生徒が増加傾向にあり、特別支援学校高等部への進学希望の受け入れ枠の拡大が喫緊の課題となっており、本市といたしましては、中央支援学校高等部の分教室の拡充に取り組んでいるところでございます。

分教室の普通教室及び特別教室の生徒一人当たりの面積についてでございますが、県立特別支援学校の分教室は、約 6.3 m²から約 6.6 m²となっております。

それに対して、中央支援学校の改修工事後の分教室は、募集定数 24 名に増やした場合でも、約 6.3 m²となり、県立特別支援学校の分教室と同程度になる予定でございます。

分教室の充実につきましては、特別支援学校高等部への進学希望の受け入れ枠の拡大という喫緊の課題へ対応する必要があるとございますが、教育環境の整備に加え、運営面や教員配置の課題もございまして、今後は、高等特別支援学校化を含め、十分に検討を行う必要があると考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 田村委員（3月5日） ■

◆ 子どもの権利施策推進事業について

◎質問②

学校現場のいじめ・人権にかかる教育・指導の在り方について市長の見解を伺います。

◎答弁②（市長）

今回の痛ましい事件を二度と繰り返さないために、子どものSOSを大人が受け止められる全体的な体制づくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

学校におきましては、日頃からいじめのない安全・安心な学校生活の実現や、子どもたちが相互に尊重し、助け合い、高め合う人権感覚の醸成等が重要でございます。

中でも、いじめ・差別をはじめとする人権侵害や暴力行為は、人間として絶対に許されない行為であるとの認識を一層深めるとともに、規範意識や実践力を高めるよう、学校が一丸となって、教育・指導に当たることが極めて重要であると考えております。

◎質問③

今回の事件は教育、警察など関係機関が機能していないことも原因の一つであり、この点を詳細に分析して対策を考えなければならないと思います。関係機関との連携強化に向けての見解と取組を伺います。

◎答弁③

教育委員会事務局に設置いたしました検証委員会におきましては、児童生徒理解、保護者・家

庭・地域との連携、校内体制、学校・教育委員会・関係機関相互の連携、生命尊重、人権尊重教育につきまして主に検証を進めてまいります。

これらの検証結果と庁内対策会議等における検証を踏まえ、各警察署、児童相談所、区役所等との連携強化を図り、再発防止に努めてまいります。

◎質問④

以前にも本市内で事件がありましたが、そのときの検証が活かされていなかったのではないかと指摘をいたします。見解を伺います。

◎答弁④

いじめや不登校生徒の対応につきましては、いじめや不登校生徒を認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があると考えております。

具体的には、一人ひとりの児童生徒の情報を学年会や職員会議等で共有し、いじめの疑いがあるときは、「校内いじめ対策ケース会議」での情報共有や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等につきまして、組織的に取り組むことが重要であると認識しております。

今回の事件に関しましても、組織的対応の状況について十分に検証してまいりたいと考えております。

◎質問⑤

教職員の孤立化を防ぐ取組は重要です。見解と取組を伺います。

◎答弁⑤

学校におきましては、児童生徒に寄り添う気持ちが強いあまり、教職員が一人で問題を抱え込む傾向も見られるところがございます。このため、日頃から教職員が率直に意見交換したり、悩みを相談し合えるような人間関係や職場の雰囲気を作ることで、組織的に協力し合って問題解決に取り組むことが可能になると考えております。

各学校におきましては、管理職のリーダーシップのもと、教職員が孤立化することのないよう、良好な職場環境を築くことが大変重要であるとと考えております。

■ 予算審査特別委員会 無所属 小田委員（3月5日） ■

◆ 南部市場北側用地について

◎質問

- ・南部給食センター整備予定地の南部市場北側用地は購入、中部給食センター整備予定地の上下水道局平間用地は借入で行う。同じ給食センターの用地が借入れと購入という形で処理が分かれた。なぜ両者の扱いが違うのか、また、南部給食センターの用地を借入れではなく購入とした理由について、伺います。

◎答弁

（仮称）川崎市南部学校給食センター用地となります南部市場北側用地につきましては、南部市場の施設の再編整備、及び南側への施設の集約化により生じた用地の有効活用を図るものでございまして、その取扱いにつきましては、所管局において今後の利用計画がないため、卸売市場事業特別会計からの有償管理換えとする予定でございまして。

また、（仮称）川崎市中部学校給食センター用地となります平間配水所上平間管理公舎用地につきましては、平間配水所の施設コンパクト化、上平間管理公舎の撤去等により生ずる未利用地の

有効活用を図るものでございまして、一定の安定した収益を確保するという公営企業会計である所管局の意向を踏まえ、用地を取得するのではなく、有償で借り受ける予定でございます。

■ 予算審査特別委員会 公明党 浜田委員（3月6日） ■

◆ 教育的ニーズに対応した総合的支援について

◎質問①

- ・「児童生徒指導連絡協議会」の報告内容に対して積極的に対応していくように規程すべきと思いますが、見解を伺います。
- ・なぜスクールソーシャルワーカーの派遣要請するに至らなかったのか伺います。
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣要請の条件について、明文の定めがあるのか伺います。
- ・校長が担任に「少なくとも2週間に1度は顔を見るように」と指示したと報じられているが、この「少なくとも2週間に1度」ということは、教育委員会全体の基準なのかどうか、この点について、明文の定めがあるのかも伺います。
- ・「生徒個人の携帯電話にかけてはいけないという原則を守っていた」と報じられていますが、このような原則はあるのか、明文の定めがあるのかも伺います。

◎答弁①

はじめに、児童生徒指導連絡協議会は、教育委員会が主催し、中学校については年7回、小学校・特別支援学校については、年5回開催しております。

協議内容といたしましては、児童生徒指導や学級経営上の諸問題、校内体制づくり、地域や関係機関との連携のあり方等でございます。事例研究、テーマ協議、情報交換、講演等を行っているところでございます。

協議会で各学校から出された情報につきましては、区教育担当が把握しているところでございます。

今後も適切な情報把握に努め、指導助言を行ってまいりたいと存じます。

次に、スクールソーシャルワーカーの派遣についてでございますが、学校が、児童生徒を取り巻く環境に働きかけることによって、児童生徒の抱える課題が改善すると捉えたとき、学校から区教育担当に派遣を要請するものでございます。スクールソーシャルワーカーは、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添いながら、相談を受け、関係機関につないでおります。今後、学校に対してスクールソーシャルワーカーの一層の周知を図り、積極的な活用を促進してまいります。

次に、家庭訪問の基準についてでございますが、日数については特段の規定はなく、児童生徒や家庭の状況から、学校が家庭訪問をする必要があると判断した場合に適時行われております。

次に、携帯電話での生徒個人への連絡についてでございますが、学校の教職員が生徒個人の携帯番号を承知していることは、一般的にはございませんが、教育委員会といたしましても、教職員が生徒個人に携帯電話やメールで個人的なやり取りをすることは、原則的に禁止しているところでございます。

◎質問②

- ・明文の定めがあるのかを伺っているが答弁をいただけていない。明文の定めがないと校長や担任に責任を押し付けることになるのではないかと懸念している。スクールソーシャルワーカーの派遣について、明文化しなければ先生は悩むのではないか、明文の規定はないのか伺います。

◎答弁②

どのような場合にスクールソーシャルワーカーを派遣するかについては、一定の理解はされていると思っておりますけれども、スクールソーシャルワーカーに家庭に入っていただくには、ご

家庭のご理解も必要でございます。学校と家庭、場合によっては児童生徒本人との話し合いの中で、この問題を解決していきましょう、ということが一定の理解がある中で、スクールソーシャルワーカーを派遣いたしますとより効果があるものだと考えております。

スクールソーシャルワーカーは、ご家庭の問題を他の関係機関に繋ぐという大切な役割を果たすところでございますけれども、これにつきましても、ご家庭のご理解がないと、逆に強制的に何かおこなってしまうという事態にもなりますので、十分な共通理解を図ってまいりたいと思っております。

先ほどご答弁いたしましたように、スクールソーシャルワーカーの活用は大変重要と考えておりますので、どのような場合にスクールソーシャルワーカーが活用できるのか、学校への周知を再度徹底してまいりたいと存じます。

◎質問③

- ・明文の定めが無いと先生は悩むのではないかと思います。明文の定めが無いのであれば作るべきです、伺います。

◎答弁③

スクールソーシャルワーカーの活用につきまして、学校に周知を図ることは、大変重要だと考えておりますので、文章で具体的な記述を持って周知する事も必要だと考えますので、検討してまいりたいと存じます。

◎質問④

- ・「生徒個人に携帯電話でやり取りする事は原則禁止しております。」とのことですが、原則禁止だが、例外がある旨を文書でお知らせしないと先生方は迷ってしまう、見解を伺います。

◎答弁④

各学校におきましては、個人情報取扱に慎重に配慮しているところでございます。学校から住所、電話番号等をいただくときはどのような目的でそれを利用するのか、きちんと説明をしながら、いただいているところでございます。例えば電話連絡網につきましても、全体を表示しないで前後の方のみを表示するように配慮している学校もございます。

生徒個人の携帯電話番号につきましては、特に個人情報として学校が届け出をお願いしているものではございません。先ほど答弁しましたとおり、学校は生徒個人の携帯電話番号は承知していない状況でございます。

今回、偶然電話番号を知る機会がございましたので、連絡を取れたということございまして、その後、家庭とも連絡を取ることができましたので、携帯電話はつかっていなかったということでございます。

担任の先生に、もしも迷いがあったという事でございましたら、先生方を苦しめることとなりますので、学校が求めるのであれば、文章化する事も含め検討してまいりたいと存じます。

◎質問⑤

- ・本市における学校警察連絡協議会の設置単位と開催頻度について、伺います。
- ・情報がうまく共有できなかったのであれば、設置単位をより細かくし、開催頻度を増やすべきと思いますが、見解を伺います。
- ・「学校がどう動けばいいかわからないとき、市教育委員会から指導しなければいけないこともある」と発言したと報じられています。現状において、「どう動けばよいかわからない」という状況を把握する仕組みがあるのか伺います。
- ・庁内対策会議や検証委員会の報告書には「必要に応じて第三者や有識者にも調査結果について意見を伺う」とあります。「必要に応じて」を削除し、「第三者や有識者にも調査結果について

意見を伺う」と表明すべきです。考えを伺います。

◎答 弁⑤

本市の学校警察連絡協議会は市内8警察署等と市立学校及び県立高校・私立中等高等学校の各加盟校で構成し、全体協議会を年2回開催しております。また、市内8警察署管内を設置単位とする地区学校警察連絡協議会は、各区の加盟校等で構成・運営されるもので、年4回から5回開催されております。

学校と警察との連携は児童生徒の犯罪の未然防止や健全育成に重要であると考えておりますので、教育委員会といたしましても、今後さらに連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

学校の状況把握につきましては、平成20年度より区役所のこども支援室に区・教育担当を配置し、区内の市立学校へ定期的な訪問等を実施し、学校の運営状況の把握に努め、具体的な指導・助言にあたっております。今後も学校や関係者から寄せられる相談や報告に対し、関係局区および警察等と連携し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、検証委員会は、今回の事件を受けまして、その事実関係の検証を行い、全ての市立学校の教育活動に活かされる仕組みをつくるとともに、関係局等との連携を図りながら再発防止に努めることを目的として設置したものでございます。

専門的な見地から、様々なご意見を伺うことは大変重要なことと認識しておりますが、外部有識者の参加につきましては、教育委員会会議や庁内対策会議と調整する必要がありますので、このような位置づけにしたところでございます。

◎質 問⑥

・調査結果についての意見を有識者に伺うのは、必要に応じてではなく必要である。

そのようにするべきだと思いますが、伺います。

◎答 弁⑥

外部有識者のご意見をいただくことは大変重要であると認識をしております。教育委員会事務局が設置いたします検証委員会で調査いたしましたことは、庁内対策会議にも報告いたしますし、教育委員会会議において教育委員のみなさんにもご報告するものでございます。この教育委員からもそれぞれの立場で専門的な見地からのご意見をいただけているところでございます。

検証委員会が閉鎖的になり情報を操作するということではなく、逐次適切に報告等はおこなってまいりたいと思います。

外部有識者のご意見をいただくにあたり、教育委員会の検証委員会に入っているのか、庁内対策会議に入っているのか、これから調整をしていく課題でございますので、現段階におきましては、このような位置づけにしているところでございます。

◎質 問⑦

・庁内対策会議につきましても同様でございます。市民・こども局長に見解を伺います。

◎答 弁⑦（市民・こども局長）

本会議は、この度の痛ましい事件を受けまして、教育委員会事務局の検証を踏まえつつ、子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策を関係部局が連携し、効果的に推進するために設置したものでございます。外部有識者に参画いただき、専門的な見地から様々な御意見を伺うことは大変重要なことと認識しているところでございますが、速やかな対応を優先させたため、内部委員のみの構成で会議を設置したところでございます。

今後、検証委員会及び対策会議の議論の進捗等を見ながら、外部有識者の適切な参画の手法・時期などについて、この庁内対策会議において検討することとなっております。

◎質問⑧

庁内対策会議の議長は市長です。必要に応じてなど官僚的な言葉は使わないで、「外部有識者にも参加してもらう」とすべきと思いますが、市長いかがでしょうか。

◎答弁⑧（市長）

一連の質問を聞いていると、内輪だけで閉鎖的だという印象を委員がもたれているのであれば、大変残念に思います。ここの議場にいる議員をはじめ、私ども全ての職員が、今回の一連の件で、一体真実は何なのか、ということをしかりと把握をして、そして、二度と繰り返さないために、どういった有効な方策があるのかということをしかりとつめていこう、検討していこうと、それが全ての願いであります。

そのために必要な人材、役職というものは全て入れていくといった覚悟でやっております。外部を入れませんかという話につきましては、そういった機会もあるでしょうと、検証には川崎区長に入らせていただいておりますが、取組をしていくためには全区長に入らせていただくということに、当然なると思います。あるいは外部の人にも入らせていただくことになるかと思っております。

あまり形にこだわらず、必要な人材は全部入れる、そういった目的のためにやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 木庭委員（3月6日） ■

◆ 学校施設における防犯カメラ設置について

◎質問①

- ・思いがけない事件が起きる昨今では、犯人検挙や犯罪の抑止力として、また、学校や子どもたちのみならず周辺地域の安全安心を担保するツールとして、防犯カメラの果たす役割を勘案し、早急に設置を進めるべきと考えますが、現在新たに設置が決まった状況について伺います。

◎答弁①

現在、新たに小学校3校、中学校2校で設置に向けた検討を行っており、設置の主な経緯としたしましては、夜間・休日に発生した校内の不審火や、学校周辺における放火とみられる火災の発生等を受けたものでございます。

検討に当たりましては、外部からの侵入への対応を念頭に、防犯カメラの効果的な設置場所やモニターの方法などの基礎的な事項について、神奈川県警に派遣を要請した「防犯コンシェルジュ」のアドバイスも参考としており、今後、個人情報保護、運用に当たっての課題等を整理の上、設置を進めてまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・現在設置を検討しているのは5校ということですが、今後の設置計画について伺います。

◎答弁②

防犯カメラにつきましては、児童生徒の安全確保だけではなく、犯罪の抑止力の一つとしての効果が期待できるものと認識しております。他都市においては、地域からの要望に応じて積極的に導入している例も見られ、録画機能を活用し、特に教職員のいない夜間の防犯や地域の住民の安心にもつながっているという意見を伺っております。

児童生徒の安全を図ることは大変重要なことでございますので、今後も、防犯カメラ設置校や他都市における運用状況等を参考にしながら、防犯カメラの設置推進に向けて検討してまいりたいと考えております。

◆ 児童支援コーディネーターについて

◎質問①

・平成27年度は44校から65校に拡大するということです。これまで44校で導入されていますが、効果と現在の配置状況について伺います。

◎回答①

児童支援活動推進校の設置状況につきましては、今年度、各区に6校から7校を設置し、小学校44校において児童支援コーディネーターの専任化を図ったところでございます。

その効果につきましては、課題の早期発見が可能となり、児童支援コーディネーターが支援の必要な児童の情報を集約することで、一人ひとりの具体的な支援方法を検討する支援会議も多く開催されているところでございます。こうした取組の結果、学校が把握した支援が必要な児童の約8割に改善傾向が見られたとの報告を受けているところでございます。また、保護者からは担任の他にも相談の窓口ができ、学年が変わっても継続した相談や支援が可能となったことに対して、安心できるとの評価をいただいているところでございます。

こうした効果の検証を踏まえて、平成27年度は、新たに21校で専任化を図り、全市で65校に拡大してまいります。

◎質問②

・今回の川崎区の事件を受け、本市が今やらなければならないことは、身近にいて子どもたちや保護者の相談に気軽に応じることができる存在を増やすことだと思います。その存在のひとつとして、児童支援コーディネーターの配置を拡大させることだと考えますが、川崎区の配置状況を見ると20校中6校となっており、現在配置拡大が検討されている21校に加え、川崎区枠として14校を早急に配置する必要があると考えますが、見解を伺います。

◎回答②

新たな設置につきましては、応募のあった学校の申請内容に基づき、各学校における児童の実態や校内支援体制の在り方に加え、各区のバランス等を考慮して選定しているところでございます。

今後、児童支援活動推進校の選定の在り方につきましては、児童や学校を取り巻く社会状況の変化、それに伴う児童・保護者の心理等にも配慮して検討することも必要であると考えているところでございます。

◎質問③

・臨床心理士による巡回カウンセラー事業を始め、ケアを中心とした様々な事業が実施されていますが、利用実績と費用対効果の妥当性が見えにくい部分があります。カウンセラーとの連携が密に行える児童支援コーディネーターを拡大する事で、カウンセラーの更なる有効な活用も期待できると考えますが、見解を伺います。

◎回答③

学校巡回カウンセラーは、「学校で心理専門のカウンセラーに相談したい」という小学校の保護者・児童に対し、事前に学校からの申し込みを受け、学校に向いて相談活動を行うものでございます。

児童支援コーディネーターが、悩みを抱える児童・保護者を適切に巡回カウンセラーにつなぐことで、カウンセラーの機能が十分に発揮できる環境が整えられると考えているところでございます。さらに、教育相談の中核を担う児童支援コーディネーターが、巡回カウンセラーの専門的知見からの助言を得て、課題解決を図ることにより、教育相談機能の向上につながるものと考えているところでございます。

◆ コンピューター教育関連の事業費について

◎質問

- ・整備の方向性として、1人1台を目指すべきですが見解を伺います。
- ・いつまでに整備するのも伺います。
- ・コンピューター教室の空調設備が整っていない学校が見受けられます。何校あり、何時までに整備するのか伺います。
- ・特別支援学校、支援教室の整備状況を伺います。
- ・デイジー教科書の活用状況を伺います。
- ・教師の活用力、力量の養成も必要ですが、取組を伺います。
- ・急速に進むSNS環境に対し、県教育委員会では高校生講師の募集をするという計画をしているようです。本市でも検討すべきですが、伺います。

◎答弁

本市の教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒の数は、平成25年度全国平均の6.5人に対し、7.1人の状況でございますが、25年度から本年度にかけて、小学校には新たにグループで1台使えるタブレットコンピュータ10台を整備し、徐々に減少を図っております。

タブレットコンピュータは、取材活動やグループでの意見交流などで効果的に活用されており、学習に困難を伴う児童生徒にも有効でございますので、来年度は同様の整備を中学校にも行っていく予定でございます。また、特別支援学校につきましてもタブレットコンピュータの導入を進めているところでございます。

今後は、国の教育振興基本計画の目標水準である、タブレット等の可動型端末40台の整備に向けて、平成29年度より研究協力校で検証を進めながら、平成32年度を目途に段階的な導入に向けた検討を行ってまいります。

次に、コンピュータ教室として使用する教室の空調設備でございますが、現在、設置されていない学校は小学校の27校でございます。

初期段階で導入されたコンピュータは、機器の運用に室温の管理が必須とされておりましたが、ラップトップ型パソコン等の普及とともに、通信設備の整備のみで導入を促進した経緯がございます。

教育委員会といたしましては、今後、「学校施設長期保全計画」に基づく教育環境の質的向上を予定しており、年間を通じて快適な学習環境を確保するため、各諸室の空調設備のほか、冷暖房効率を高める断熱化等、計画的な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、コンピュータを活用したデイジー教科書の活用の状況についてでございますが、読みに困難がある児童生徒に対して、文字の拡大や色の変換機能、読み上げ機能を活用して学習参加を図っているところでございます。

また、手指(しゅし)の機能に困難さのある児童生徒には、簡単に操作できるタッチパネルを使って文字の習得や、数概念を育む学習も行っているところでございます。

児童生徒を指導していく上では、教員のICT活用能力を向上させることは不可欠なことでございます。毎年更新している教員用指導資料「5分でわかる情報モラルQ&A」を各校に配布し、新しい情報を教職員に提供したり、学校の要請に応じて研修を実施するなどの支援を行っております。

また、教職員向けに、授業でのICTの有効性や、各教科等において情報活用能力を育成していくことの必要性、児童生徒が情報を発信する場面で必要となる知識やモラルの指導方法などの各種研修を行っているところでございます。

県の教育委員会が開催する「高校生によるSNS講座」につきましては、本市からも指導主事

が参加しております。このような取組が高校生のSNS活用の実態を知る機会となるもので、本市の今後の研修のあり方を考えていく上で参考になるものと存じます。

■ 予算審査特別委員会 共産党 大庭委員（3月6日） ■

◆ 下小田中小学校の増築について

◎質問①

・新年度予算に下小田中小学校校舎等増築事業費928万円余が計上されました。事業内容について伺います。

◎答弁①

平成27年度予算案における校舎等増築事業費928万4千円につきましては、児童数の増加に伴う校舎等の増築に係る、設計1年目の所要額を計上したものでございます。

◎質問②

・校舎は築44年になり中原区内でも最も古い校舎です。その後、児童数が増え増築を繰り返してきた学校ですが、過去の増築の経過と今後の児童数の推計と学級数の推計、現状の保有教室数について伺います。

◎答弁②

はじめに、増築の経過につきましては、昭和43年の創立に伴い校舎が建築され、その後、児童の増加等にあわせ、平成20年度までに7回の増築を行っているところでございます。

次に、児童数の推計等につきましては、平成26年5月1日現在の普通学級における児童数913人、学級数28学級から、平成32年度には1,070人、31学級に増加するものと見込んでおり、現状の普通教室保有数が29教室であるため、将来的な教室不足への対応が必要と考えております。

◎質問③

・体育館の面積は中原区内18校中17番目と狭い体育館です。児童数の増加に伴い、ますます狭くなることは明らかです。新年度、設計費予算がついたことから、老朽化で狭隘な体育館も合わせて、合築で増改築を進めるべきです。見解を伺います。

◎答弁③

今後の学校施設の整備につきましては、平成26年3月に策定いたしました「学校施設長期保全計画」に基づき、老朽化対策、教育環境の質的改善及び環境対策を併せて実施する、改修による再生整備を基本として進めてまいります。

体育館につきましては、避難所の中心的な役割を担うため、施設規模等に応じて、避難所運営会議等の利用を想定した多目的な会議室や、多目的トイレ等のスペースを確保する必要があるものと考えております。

したがって、下小田中小学校の校舎等増築設計に当たりましては、「学校施設長期保全計画」や児童の増加傾向等を踏まえ、増築校舎等の規模や配置について検討を進め、安全で快適な教育環境の確保に努めてまいります。

◆ 雇用対策について

◎質問

・日本労働組合総連合会が2014年11月に公表した学校教育における「労働教育」に関する若者調査によると、働く上での権利・義務について「学校教育でもっと学びたかった」「理解すれば今より安心して働ける」と7割の若者が回答しています。出前労働講座など実施すべきと要望

をしてきた経過から、若者調査の結果をどう受け止めるのか、また、取り組みについて伺います。

◎答 弁

若者一人ひとりが、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を身に付けていくことは重要であり、また、働くことの意義や就労に向けた能力の習得とともに、トラブルに巻き込まれたときの対処についての知識などを学んでおくことも、大切であると捉えております。

高等学校公民科におきましては、我が国の経済のしくみや現状、労働者の権利、雇用や労働の問題、経済活動の意義等を取り上げております。これらにつきましては、青年期にある高校生の自己形成や自己実現の考えを踏まえ指導しているところでございます。

それに加え、「かわさき若者サポートステーション」や「ハローワーク」、「かながわ労働センター」等の関係機関の出前講座を活用することは効果的であると考えております。

■ 予算審査特別委員会 無所属 粕谷委員（3月6日） ■

◆ 教育行政について

◎質問①

- ・給与等の負担、教職員定数・学級編制基準の決定権等の包括的な権限が移譲されることが合意されました、財政措置としてはどのくらいの金額が予算に影響してくるのか伺います。
- ・教育長に権限が一元化されることについての考えを伺います。
- ・健全な肉体に健全な精神は宿るといいますが、現在の子どもたちの基礎体力や体力テストはどの位と理解しているのか伺います。

◎答 弁①

はじめに、平成 29 年 4 月に予定されております県費負担教職員の給与負担の市費移管につきましては、平成 25 年 11 月に指定都市所在道府県と指定都市において、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2% の税源移譲が行われることに合意したことにより実施されるものでございます。

神奈川県の前年度決算を基にした試算によりますと、本市の県費負担教職員給与費は全体で約 517 億円でございます。その内訳としては義務教育費国庫負担金が約 121 億円、神奈川県負担額が約 396 億円となっており、この神奈川県負担額が本市の負担額となるものでございます。

神奈川県負担額約 396 億円に対し、個人住民税所得割 2% の税源移譲により約 367 億円の財源が移譲されることとなりますが、差し引き約 29 億円につきまして国の財政措置が必要となるものでございますので、現在、国による適切かつ確実な財政措置が行われるよう、指定都市市長会、指定都市議長会及び指定都市教育委員・教育長協議会など様々な機会を通じ、他の指定都市とも協調しながら、国への要望活動を行っているところでございます。

また、給与負担に併せて学級編制基準及び定数の決定権限が移譲されますので、その効果が学校現場に広く行き渡るよう活用方策等の検討を行い、権限移譲を契機とした、本市の学校教育の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、新たな教育委員会制度についてでございますが、この度の制度改正の趣旨は、教育行政の一義的な責任が新たな教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られることと理解しております。

新たな教育長は、教育行政の責任者としてリーダーシップが高まることとなりますが、教育委員会事務局の責任者であるとともに教育委員会会議を総理する立場となりますので、より一層真摯な姿勢が大切になるものと考えております。また、教育委員会は、教育行政の合議制の執行機

関として存続することから、その機能を十分に発揮していくために、制度改正の趣旨を活かして、関係局等との連携強化を図るとともに、これまで以上に教育委員との議論を活発に行い、意思決定を適切に行う必要があるものと考えております。

夢や希望を抱き、自ら考え、行動し、社会の変化に対応しながら、いきいきと躍動する市民を育て、お互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会をつくるのが教育の大切な役割と考えておりますので、今後とも、子どもたち、市民の皆様の期待に応え、信頼される教育の推進に努めてまいります。

次に、子どもたちの体力テストについてでございますが、小学校5年生と中学校2年生を対象とした、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本市の子ども達の状況は、小学生男子の握力と男女の長座体前屈、中学生男女の持久走については、全国平均を上回っておりますが、その他の種目は、全国平均を下回っており、低い状況であると認識しております。

現在、各学校では、子どもの実態に応じた取組を実践しているところでございますが、今後さらに、総合型地域スポーツクラブや大学等と連携を図ったり、各家庭への体力向上の必要性などを啓発するリーフレット等を配布したりするなど、子ども達が積極的にスポーツや外遊びを実践するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

◎質問②

- ・上村少年に対する痛ましい事件が起きたことから、教育の必要性を強く理解されていることと
思います。川崎市独自の施策を行うには、今から様々な検討をしておかなければなりません。
検討状況を伺います。
- ・全国の体力測定においては、神奈川県は46位という評価で下から2番目です。スポーツに対
する強化を図るべきと思いますが、その対策について伺います。
- ・ボール等を投げる際などに脱臼をしたりする子どもも多くなっている現状ですが、怪我の状況
や原因等統計把握に努めているのか伺います。

◎答弁

はじめに、昨今のいじめや不登校等の教育的課題の背景には、インターネットの急速な進展に伴う、児童生徒間のインターネットトラブル等が要因の一つとして考えられております。

インターネット問題の発生件数は、ここ数年急激に増え続けており、また、インターネットを介した交友関係は、たいへん見えにくい現状でございます。

本市におきましては、インターネット問題に対応する取組といたしまして、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」を設置し、関係機関と連携しながら問題解決に向け迅速に対応しているところでございます。また、教師が児童生徒のインターネットの利用状況に関心を払いながら、情報モラル等の指導に努めているところでございます。

今回発生した事件におきましても、SNSを介した交友関係が確認されておりますが、今後の検証等を踏まえながらインターネット問題に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、スポーツに対する強化についてでございますが、これからの社会の担い手となる子どもたちが、健康で活力ある生活を送るためにも、心身共に健康であることは、大切なことと認識しております。

子どもたちの体力向上のためには、体育・保健体育科の役割は大きなものがございます。そのためにも、子どもたちの実態や発達段階に応じて、指導方法や指導計画等を工夫し、子どもたちが運動する楽しさやできる喜びを味わい、生涯にわたって運動に親しむための資質や能力を培うことができるよう努めているところでございます。

今後、さらに、小学校の体育科の授業におきましては、大学生や地域のスポーツ人材を指導補助者として導入するなど、個に応じた指導の充実にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、運動をする子としない子の二極化傾向が見られることから、各学校の実態に応じ、休み時間や始業前の時間を有効に活用しながら、誰もが体を動かす心地よさを味わい、運動や遊びを通して体力を養うとともに、心身の調和的発達を図れるよう、努めてまいりたいと存じます。

次に、市立学校における児童生徒のけがの状況につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付が行われた学校管理下における負傷疾病の統計によりますと、児童生徒の負傷数は、平成24年度7,249件、25年度7,306件となっており、挫傷・打撲、骨折や捻挫が大半を占めているところでございます。

◎質問③

- ・教員の不祥事があまりにも多すぎますが、懲戒処分件数は何件あるのか、不祥事を起こす理由と今後の対策についても伺います。

◎答弁③

はじめに、不祥事による教職員の懲戒処分の件数についてでございますが、平成22年度3件、平成23年度3件、平成24年度2件、平成25年度3件、平成26年度は現在まで6件でございます。このほか処分検討中の事案が4件でございます。

次に、不祥事の発生の理由でございますが、事案の状況等が異なるため一概には申し上げられませんが、教育公務員としての自覚の欠如と言わざるを得ないと認識しております。とりわけ今年度につきましては、若手の教員や臨時的任用教員が公務外で非違行為を行う事案が目立っており、学校を離れた私的な時間における規範意識や自覚が欠如しているものと受け止めております。

次に、再発防止に向けての対策についてでございますが、不祥事が相次いだことから、これまで合同校長会議や校長研修会をとおして、教職員の綱紀粛正、倫理の確立についての指導をこれまで以上に徹底するよう指示するとともに、本年1月からは各区教育担当が全市立学校を訪問して特別研修を実施し、直接、教職員一人ひとりに対して不祥事防止を訴えかけてきたところでございます。また今後は、臨時的任用教員や非常勤講師を対象とした研修の充実も図ってまいりたいと考えております。

児童生徒の教育活動に直接携わる教職員が非違行為を行うことは、児童生徒や保護者、市民の皆様には大きな衝撃を与え、信頼を損なうものであり、決してあってはならないものであります。教職員一人ひとりが不祥事を自らの問題としてとらえ、教育公務員としての職責の重さを認識し、自らの行動を律するよう重ねて意識の改革を進め、信頼の回復に全力をあげて努めてまいりたいと存じます。

◎質問④

- ・市長に子どもたちの体力増進とスポーツの推進について、今後、遊び場の確保やスポーツ振興を図っていくのか伺います。

◎答弁④（市長）

遊びやスポーツなど体を動かすことは、運動の楽しさや心地よさを味わうとともに、基本的な身体能力を身に付ける上でも大切なことと考えております。

また、集団活動等を通じて、認め合い・励まし合いなどコミュニケーション能力の育成や情緒面の発達を促すとともに、好奇心やチャレンジ精神が養われ、社会的なスキルが高まり、健全な人間形成の育成につながるものと認識しておりますので、学校だけにとどまらず、家庭や地域と連携しながら、子どもたちの体力向上の環境整備を図ってまいります。

◆ 教科書採択について

◎質問①

・4月から使用する高校の日本史教科書選定をめくり、市教育委員会に再考を求める請願2件が4ヶ月に渡り審議されなかったことが、新聞にも掲載された。教科書に関する問題は市民の大きな関心になっていると思われるが、どのようにお考えか伺います。

◎答弁①

教科書につきましては、児童生徒が共通して使用する主たる教材であり、学校はもとより家庭での学習においても重要な役割を果たしているものと考えております。

また、教科書の展示を行う、教科用図書展示会におけるアンケートでは、約470件の意見が寄せられて、市民の皆様の大きな関心になっていると認識しておりますので、教育委員会の責任と権限において、公正かつ適正に教科書採択を実施することが重要であると考えております。

◎質問②

・本市を除く政令市は1採択地区となっているが、本市が1採択地区としない理由は何か伺います。

◎答弁②

本年度に実施いたしました平成27年度から使用する小学校教科書採択におきましては、4地区全てで同一の教科書会社の教科書が採択されたところでございます。

来年度は、平成28年度から使用する中学校教科書採択を実施いたしますので、小学校教科書採択の結果と併せて中学校教科書採択の状況を確認しながら、採択地区について慎重に検討してまいりたいと考えております。

◎質問③

・小学校の国語、算数、理科、社会の種目について、平成26年度まで連続何年間、同一の教科書会社の教科書が採択されてきたのか伺います。

◎答弁③

同一の教科書会社の教科書を採択している期間につきましては、国語が44年間、算数が50年間、理科が41年間、社会が47年間、採択したことを確認できるところでございます。

◎質問④

・平成27年度以降については、これまでと同一の教科書会社の教科書が採択されたのか。

◎答弁④

本年度に実施いたしました小学校教科書採択において、図画工作の第3地区で変更がございましたが、その他の種目、及び地区につきましては、同一の教科書会社の教科書が採択されたところでございます。

◎質問⑤

・平成27年度に使用する小学校教科書採択では、すべての種目で4地区同じ発行者が採択されました。実態として地区の特色は考慮されているのか。

◎答弁⑤

現在の4採択地区につきましては、都市化の進展による人口の増減や産業構造の変化等により、採択地区における人口、学校数の不均衡が生じていること等により、平成13年に川崎区を第1地区、幸区、中原区を第2地区、高津区、宮前区を第3地区、多摩区、麻生区を第4地区と定め

ております。

教育委員会の審議に際しましては、採択地区ごとの児童生徒の実態や地域の特色等も考慮し、総合的に勘案した上で採択地区ごとに教科書採択を実施しているところでございます。

◎質問⑥

- ・現行の採択方法では、各地区の特色に併せた採択が形骸化しているように見える。この点についてどうお考えか。

◎答弁⑥

小・中学校における採択の流れにつきましては、教育委員会が教科用図書選定審議会に教科書の調査審議を諮問するとともに、各学校や、各教科の調査研究会に対して、教科書の調査研究を依頼いたします。

教科用図書選定審議会では、調査研究会からの採択地区ごとの報告を参考にするとともに、教科用図書選定審議会の立場で調査審議し、教育委員会へ答申いたします。

教育委員会においては、この答申を参考にする一方、教育委員の独自の視点で教科書を調査し、教育委員会の責任と権限において教科書採択を実施しております。

教科書採択につきましては、地区の特色を把握した上で様々な観点から総合的に検討して、採択を行ってまいりたいと考えております。

◎質問⑦

- ・平成23年度図画工作の採択では、第3地区は「色や素材など材料の特色を生かして自分なりの発想で活動できる児童が多い」との特色から開隆堂の教科書が選ばれたが、今回の採択では、第3地区の特色は変わっていないにもかかわらずその点については触れられていない。前回の採択から第3地区の何が変わったのか。

◎答弁⑦

本市の子どもが学習を進めていく上での視点として、今回の採択にあたり「つくり出す喜びを味わい、造形的な創造活動の基礎的な能力を育成する内容・構成であること」を新たに加え、審議いたしました。

これは、学習指導要領の全面实施から4年が経過し、本市の図画工作学習の実態と状況から、技能を高める指導とともに、子どもたちが主体的に学習に取り組み、つくり出す喜びを味わうような学習活動が、これまで以上に図画工作の授業に求められている、と考えたからでございます。

地区ごとの子どもの実態や地域の特色と本市の子どもが学習を進めていく視点とを踏まえ、本市の子どもにもっともふさわしい教科書について審議し、採択したところでございます。

◎質問⑧

- ・現在、中学校教科書では保健体育だけが、4地区同じではないが、平成28年度の中学校採択では、すべての種目で4地区同じ教科書を採択していく方針なのか。

◎答弁⑧

来年度に実施する中学校教科書採択におきましても、教科書目録に登録された全ての種目について、調査審議し、公正かつ適正に教科書採択を実施してまいります。

◎質問⑨

- ・時代が変わっていく中で、川崎市の実態も変わっているにもかかわらず、教科書はある1社のみが常に川崎市の全ての地区の実態に沿った、最も適した教科書であるとの解釈でよろしいか。

◎答弁⑨

教科書は、学習指導要領に基づき編集されており、各教科書発行者は、時代や社会状況等にあ

わせ、内容や構成、分量、表記等の工夫改善に努めておりますので、同じ教科書発行者であっても、改訂ごとに、児童生徒が学習しやすいように内容等の改善がなされているところでございます。

教科書採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の職務権限でございますので、教育委員会がその責任と権限において、公正かつ適正に児童生徒に最も適した教科書を採択してまいります。

◎質問⑩

・8月30日の教育委員会臨時会で教育長は、「今の4採択地区を1つの地区に統合したらどうか、あるいは現状のまま4採択地区を維持するという双方の請願があるが、今回、小学校の教科書を見てきたわけですので意見をいただければありがたい」と発言されていますが、意見を求めた教育長の意図は何か。

◎答弁⑩

来年度から使用する小学校教科書におきましては、4地区全てで同一の教科書会社の教科書が採択されたところでございます。

このたびの教科書採択の以前に、採択地区について現状の維持と見直しを求める、異なる立場の請願がございましたが、教科書採択の審議に影響を及ぼすため、請願については採択も不採択もしないという判断がなされておりましたので、教科書採択が終了したこの時点において委員の感想等があれば伺いたいと思ひ発言したものでございます。

◎質問⑪

・平成12年12月14日の教育委員会臨時会において、採択地区に関する議案が可決され、3採択地区から4採択地区に変更されたが変更した要因について伺う。

◎答弁⑪

都市化の進展による人口の増減や産業構造の変化等により、採択地区における人口、学校数の不均衡が生じていること、並びに昭和57年の分区による不均衡が生じていることにより、採択地区を4採択地区と定めたところでございます。

◎質問⑫

・平成12年から約14年が経過したがこの間採択地区についての検討が行われたことはあるのか。

◎答弁⑫

平成13年度以降の小・中学校の教科書につきましては、地区で異なる教科書を採択しているため、採択地区についての検討を実施しておりません。

平成27年度から使用する小学校の教科書は、4地区全てで同一の教科書が採択されたところでございます。

今年度の小学校教科書採択の結果と併せて、来年度の中学校教科書採択の結果を確認しながら、採択地区のあり方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

◎質問⑬

・神奈川県からの「公立小中学校で使用する教科用図書の採択に向けて」の問い合わせは毎年あるのか伺う。

◎答弁⑬

採択地区の設定又は変更につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律に基づき、都道府県の権限でございます。

都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、毎年、神奈川県からの照会を受けているところでございます。

◎質問⑭

・県からの問い合わせについて、これまで教育委員会はどのような方法で結論を出されたのか。

◎答 弁⑭

これまでは、地区により異なる教科書を採択している状況があったこと、また、教育委員からの採択地区に対しての特段の意見がなかったことなどによりまして、変更する必要性がないものと判断していたところでございます。

◎質問⑮

・平成12年は議案として決定しているが、毎年くる県からの問い合わせに、誰が、どこで、どのように判断しているのか。

◎答 弁⑮

これまでは、地区ごとに異なる教科書を採択している状況がございましたし、また、教育委員からの特段ご意見がございましたので、教育委員会事務局におきまして、県に対する回答を行っていたところでございます。

◎質問⑯

・以前は議案として委員全員で協議したという経過がある。県から問い合わせが来た場合は、議案なりもっと慎重に教育委員の全員が採択地区について意見を出し合って決めていかなければいけないと思います。教科書採択について形骸化されているといわれても仕方がない。事務局だけで決めることについてはおかしいと思うがいかがか。

◎答 弁⑯

都道府県からの回答につきましては、政令指定都市の中でも本市と同じように事務局の判断によって回答している自治体もございまして、教育委員会会議に諮りまして、議案として決定しているところもあるところでございます。教科書の採択地区につきましては、大変重要な内容であると思っておりますので、今後、教育委員会の中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 沼沢委員（3月9日） ■

◆ 児童からのSOS、安心メールについて

◎質問①

・「失神ゲーム」と「I S I Sごっこ」について、市内での認知件数と救急搬送件数及びそれらへの対応について伺います。

◎答 弁①

心拍数を上げた状態で胸を強く押すなど、圧迫して気を失わせる、いわゆる「失神ゲーム」につきましては、たいへん危険な行為としてとらえております。これを行うことで、脳に障害が残ることもあり、また、場合によっては命を落としたりしたという報告も、国内外でいくつかございます。

国内では10年ほど前から事故の報告等も含め、各地で注意喚起が呼びかけられる一方で、ネット上には「失神ゲームのやり方」等が紹介されている状況でございます。本年度、市内の中学

生の間でも、「失神ゲーム」が行われ、医療機関に搬送されたという報告を1件受けております。学校からの報告では生徒がネット上に紹介されたものを参考にしたとのことでした。

また、いわゆる「ISIS ごっこ」につきましては、報道された映像を見た児童生徒が、その場面を真似て、加害者、被害者の役を演じるものでございます。これまでに、市内の小学生の間で、面白半分でこれを真似て行ったという報告が2件ございましたが、医療機関に搬送されたという報告は受けていないところでございます。

次に、学校における対応についてでございますが、保護者の立会いの下、児童生徒にこういった行為が卑劣であること、たいへん危険であること等を考える機会を与えながら、適切な指導が行われたとっております。また、他の児童生徒に対しましても、講話による指導を行うとともに、各家庭に対して、その遊びの危険性が認識できるよう注意喚起が行われたところでございます。

◎質問②

- ・認知された学校以外への対応について伺います。

◎答 弁②

教育委員会といたしましても、これらの行為につきましては、模倣した犯罪につながる危険もございますので、すべての市立学校に対し注意喚起を図ったところでございます。

◎質問③

- ・事故があった報告が1件あったようですが、報告があった以外にはおこなわれていないと認識されておりますか、伺います。

◎答 弁③

児童生徒の実態といたしまして、見えないところで子どもたちが遊んでいるということは多聞にございますので、1件の報告以外にも場合によっては行われていたのではないかと思います。したがって、全ての学校に対して、注意喚起を図ったところでございます。

◎質問④

- ・ダイヤルSOSという相談窓口を設置したようですが、受付時間が9:30から 17:00という時間帯となっております。開始時間は遅くてもよいので、夜の8時までにするなどではできなかったのでしょうか、見解を伺います。

◎答 弁④

子どもたちが学校に留まっている時間帯であるところもございしますが、このたびは長期欠席児童生徒の課題が大変大きいとの認識がございました。したがって、そうした生徒の中で身の危険を感じているとか、友達との関係で何か苦慮しているとか、そのような実態もあろうかと思われましたので、まずは、そうした思いのあるお子さんがいないかどうか、それを受けとめるだけの機会をしっかりと作っていかないといけないという思いもございましたので、いままでの相談機関の周知とあわせて、ダイヤルSOSの開設を急遽行いまして、利用をご案内しているところでございます。

◎質問⑤

- ・安心メールについて、登録校数と登録が無い学校については、どのような連絡方法をとっているのか伺います。

◎答 弁⑤

現在、教育委員会の「児童生徒の安全にかかわる情報配信システム」に登録している学校は、小、中、高、特別支援の全校種合わせて市内で124校でございます。

また、登録のない学校につきましては、保護者や地域の実態やニーズに合わせて作成した電話連絡網や学校が独自に加入しているメール配信システムなどを活用しているものと認識しております。

教育委員会のメール配信への加入につきましては、保護者の判断によるものでございますが、教育委員会といたしましては、引き続き全校に登録の案内を行い、その有効性や利便性を積極的に周知し、さらに広く活用されるよう努めてまいります。

◎質問⑥

・携帯電話の普及も進んでまいりました。電話番号へ直接メールが可能となり、読むことだけでも可能となりました。今後の取組を伺います。

◎答弁⑥

メール配信のシステムにつきましては、電話番号のみによるSMSには対応しておりませんが、保護者のメールアドレスを登録していただくことで、学校から配信したメールが保護者に届くというものでございます。

SMSにつきましては、文字数に制限がございますので、詳細な情報などを伝達するには課題があると考えております。

メール配信の加入は、保護者の判断によるものですが、教育委員会といたしましては、引き続き全校に登録の案内を行い、その利便性を積極的に周知させ、さらに広く活用されるよう努めてまいりたいと存じます。

◎質問⑦

・一連の不祥事に対する市長の率直な見解と信頼関係構築に向けた取組を伺います。

◎答弁⑦（市長）

教員の相次ぐ不祥事は、児童生徒や保護者に不安を与えるとともに、本市教育に対する市民の信頼を大きく損ねるものであると認識しており、大変遺憾に存じます。

教育公務員は、市民からの負託も大きく、より高い規範意識、倫理観が求められ、犯罪行為は絶対にあってはならないものであります。教職員一人ひとりがその職責の重さを、今一度認識し直し、学校と教育委員会が一体となって、不祥事を起こさない土壌づくりを進め、信頼回復に努めていくことが必要であると考えております。

また、児童生徒と教職員の信頼関係構築に向けた取組につきましては、教職員は児童生徒との日頃の人間的なふれあいや、ともに歩む姿勢等を大切に、小さなSOSも確実に受け止める感性をしっかりと持たなければならないと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 岩隈委員（3月9日） ■

◆ 英語教育について

◎質問①

・昨秋に、教員へALTの活用状況等調査、児童生徒へALTとの授業についてのアンケート調査を行ったと伺っているが、その調査内容について個々具体的に伺います。

◎答弁①

昨年11月に、児童・生徒、教員を対象にALTとの授業の効果や授業回数の増減による効果等について調査を実施いたしました。

児童・生徒への調査におきましては、「ALTの先生との授業は好きですか」の設問に対し、小学5年から中学3年のいずれの学年でも9割程度が、「すきだ」「どちらかといえば、すきだ」と

回答しております。また、「ALTの先生との授業が、もっと増えてほしいと思いますか」の設問には、小中学生とも、8割以上が「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答しております。

教員への調査におきましては、授業回数が増えた学校では、「児童・生徒が外国人と直接コミュニケーションをする機会が増えた」「児童・生徒の積極的にコミュニケーションしようとする態度がより育成された」等の回答が高い割合を占めております。

このような結果から、ALTの配置は効果が認められますので、今後も充実に努めてまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・校内研修は中核教員が年1回1時間程度の校内研修を実施するにとどまっています。英語教育推進リーダーや中核教員が力を発揮しても、実際に指導をするものは、他の教職員になります。外国語教育に関する校内研修は回数を増加させるべきと考えますが、見解を伺います。

◎回答②

本市では、今年度から、国が新たに始めている研修等を活用して、英語教育推進リーダーによる小学校英語教育中核教員研修を開始いたしました。

研修内容は、英語を使って指導する様々な言語活動を体験し、それらを実際に行うための演習が中心となっており、各学校において、この研修を生かした授業実践や校内研修の増加等の取組を推進してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 新しい川崎の会 吉田委員（3月9日） ■

◆ キャリア在り方生き方教育について

◎質問①

- ・キャリア在り方生き方教育における3つの視点の中には、「わたしたちのまち川崎」として、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成する、とあります。この視点を入れた狙いや理由、そしてこの視点を入れたことによって、どのような成果につながることを期待していますか。

◎回答①

「キャリア在り方生き方教育」は川崎版のキャリア教育でございまして、「学ぶ意欲を持った人材」「共生社会を実現していく人材」「将来の川崎の担い手となる人材」の育成をねらいとして、各学校の全ての教育活動において取組を進めるものでございます。

「将来の川崎の担い手となる人材」の育成のために、「地域の人材に触れ、生き方の素晴らしさを知り、あこがれをもつことができる活動」を通して、社会に関わっていくことの大切さを感じさせてまいります。また「歴史や地域の特色など、地域を学ぶ活動」や「地域の施設を活用した活動」を通して、川崎の地域性を理解し、誇りや愛着が感じられる学習を展開してまいります。

子どもたちがふるさと川崎に対する誇りや愛着を抱くことは、市民としての自覚をもたせ、自らも地域社会に参画する姿勢をはぐくむことに繋がるものと考えております。

◎質問②

- ・「キャリア在り方生き方教育」の内容は、その名称から勤労観や職業観に特化しているかのような印象があります。ともすれば、狭義のキャリア教育ととらえられかねません。通称として、より言いやすく、わかりやすい名称を検討できないでしょうか。

◎答 弁②

本市の目指す「キャリア在り方生き方教育」は、職業の準備教育のような狭義なものではなく、子どもたちの社会的自立に必要な能力や態度の育成と、共生・協働の精神をはぐくむことを目指した教育でございます。

しかしながら、キャリア教育の本来の意味が十分に理解されずに、言葉のイメージから極めて限定的に取り組みられてきている状況もございます。

そこで、本来のキャリア教育の姿に改めることを目指して「キャリア在り方生き方教育」と名称付けたものでございます。

平成 27年度に推進協力校に配付予定の「キャリア在り方生き方ノート」につきましては、子どもが期待感をもち、親しみやすい「ふれあい」「ひろがり」「つながり」「はばたき」などの名称を付けております。

また、川崎オリジナルの「キャリア在り方生き方教育」は、各学校が実態に応じて実践してまいりますので、それぞれの特徴を生かした展開を進めていく中で、名称についても工夫していくものと考えております。

◎質 問③

- ・「キャリア在り方生き方教育」にも関連する「自尊意識」等々は、全国学力学習状況調査によると、この5年間における本市児童生徒のスコアの伸びは全国平均の伸びと比べると大きいのですが、この件について、どのように検証し、何が要因になったと理解していますか。

◎答 弁③

自分を肯定的にとらえることは、様々な困難を乗り越えて充実した人生を送るとともに、他者と共生・協働していくためにも必要なことでございます。

本市の児童生徒の自尊意識が高まったことにつきましては、様々な要因が考えられますが、児童支援活動の中心的役割を担う「児童支援コーディネーターの専任化」、子どもたちの人間関係づくりをサポートする「かわさき共生＊共育プログラム」の実践、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「特別支援教育の推進」等の取組の成果であると捉えております。

今後も、子どもたち一人ひとりが自尊意識を高めていけるよう、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる「キャリア在り方生き方教育」を推進してまいります。

■ 予算審査特別委員会 自民党 吉沢委員（3月9日） ■

◆ 高校生課、子どもを守る取組について

◎質 問①

- ・かわさき教育プラン策定にあたり、子どもたちの声を聞くべきであると申し上げました。学校にアンケートを配布して多くの児童生徒の声を聞くべきであると委員会でも申し上げました。何故なさらなかったのか、また、これからでも遅くはないかと思っておりますが見解を伺います。

◎答 弁①

現在策定中の教育プランは、今後約 10 年にわたる本市の教育の指針となる計画でございます。このため、これまでの策定過程におきましては、教育の担い手としての地域の皆様をはじめ、保護者、教職員などから御意見を伺いながら検討を進めてきたところでございます。

また、本市の未来を担う子どもたちに対しましても、その声に直接耳を傾けることは、より良いプランを策定するうえで、大変重要なことであるとともに、子どもたちの意見表明自体が、子どもの成長につながるものであると考えておりますので、私自ら意見交換の場を設け、子どもた

ちの意見を丁寧に聴き取りながら、プランの策定を進めてきたところでございます。

今後も、計画の検討段階や各事業に取り組む段階におきまして、それぞれに適した手法を用いながら、子どもたちの意見を聴き取り、教育施策の推進に生かしてまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・命の尊厳の教育について長年議論してきました。にもかかわらず事件が起きてしまったことは痛恨の極みであります。二度とこのような事件を起こさないためにも、「命の重さを魂に刷り込む」というくらいの覚悟とリアリティーをもって命の尊厳の教育に臨むべきであると考えますが、今後の取組について、教育長に伺います。

◎答弁②

教育委員会では、これまでも子どもたちの豊かな心を育成するために、「いのち・心の教育」をすべての教育の基盤として位置づけ推進しているところでございます。

学校におきましては、道徳の時間を中心に全ての教育活動に関連づけた学習を行っております。

命の尊厳に関する具体的な取組といたしましては、小学校においては、いじめ被害者のご遺族を招いてお話を聞く活動、中学校におきましては、学校が区役所と連携を図り、生徒が100組前後の赤ちゃん、お母さんとふれあう体験活動などが行われており、こうした活動を通して生きることの意味や命の尊さを実感できるよう取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、このたびの事件を重く受け止め、子どもたちが具体的な体験を通して命の大切さを実感できる取組は大変重要であると考えておりますので、「いのち・心の教育」が各学校で着実に推進されるよう、教職員の一層の意識啓発を図ってまいります。

◆ 学校図書館司書について

◎質問①

- ・学校図書館司書については、各区に1校をモデル校とし、資格要件を問わず学校長の推進した人物に有償ボランティアとして「司書」になってもらうという内容です。学校長の一存で、客観的な評価もなく公金が支出されることとなりますが、見解を伺います。また、予算の範囲で有資格者をプロとして雇用する考えはないのか伺います。

◎答弁①

学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与するもので、教育課程を編成する校長の考えにより運営されるものでございます。学校司書につきましては、この点を踏まえた上で、これまで学校図書館で熱心に活動され、その実態をよく把握されている地域の方、図書ボランティア、退職教員等の中から、よりふさわしい方を校長が推薦する方法を採りたいと考えております。

現在、文部科学省では、学校司書の資格要件について特に定めておりませんが、このような方の中には、司書等の資格の有無にかかわらず、学校図書館の環境づくりや図書の整理等、学校図書館に貢献されている方が多数いらっしゃいます。校長の学校経営に理解があり、児童のために熱心に取り組んでくださる方に学校司書をお願いし、常に人がいる環境を作ってまいりたいと考えております。

今後は、モデル校での取組の成果や課題を検証し、市民の皆様はその有効性や役割を広くご理解していただく中で、本市における学校司書の公募や資格要件等につきましても検討してまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・教育の独立性が担保されることによって第三者のチェックが入りにくく、かえって教育の中立性が損なわれていると感じることがありました。教育委員会の在り方が変わろうとしているが、

形骸化してきており、制度疲労を起こしていると思います。現在までの現状の教育委員会に対する市長の率直な見解と今後の取組についての意気込みを伺いたいと思います。

◎答 弁②（市長）

これまで市長と教育委員が直接意見を交換する、闊達に議論をするという機会はそれほどなかったと伺っているが、昨年1年間のなかでも、かなりの回数を教育委員の皆さんと、課題について様々な議論を交わしてきました。

本日も午前中から、それぞれの委員の先生方からご意見がありましたけれども、議会での議論だとか市民の皆さんが関心のあるテーマというふうなことを、これまでも議論してきたつもりですが、これまで以上に教育委員の皆さんと、責任と権限を踏まえながら、しっかりと議論していきたいと思っております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 露木委員（3月9日） ■

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質 問①

・平成27年度は予算を660万円から1950万円へ、個所数を21箇所へと約3倍に拡大して開講されます。その際、保護者負担について見直しを行います。見直し内容について伺います。

◎答 弁①

本事業につきましては、文部科学省の「地域の豊かな教育資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」による国庫補助金を活用しており、当該補助金の交付要綱におきましては、参加者の傷害保険料について、対象外とされているところでございます。

今年度は、年度途中からの実施でございましたので、参加者の傷害保険料につきましては公費で負担したところでございますが、27年度からは、原則自己負担とさせていただき、現在、保険内容等について検討しているところでございます。

◎質 問②

・仮に全小学校で平成26年度規模で実施すると試算したところ、約1億円かかります。27年度のモデル校実施が終了した段階で財源を含めてこの事業をどこまで拡大するのか今後の方向性を示すべきと考えます。モデル校実施後の方向性の示し方、その後の取組を伺います。

◎答 弁②

本事業につきましては、様々な地域の皆様が、子どものことを第一に考え、工夫を凝らして関わっていただき、主体的に事業を進めていただくことが重要であると考えておりますので、市民の皆様からのボトムアップが図られる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

平成27年度は、市内21カ所への拡充を目指して、現在、受託団体や開催希望校を広く募っているところでございます。

保護者の皆様からは、「我が子が通う学校でも寺子屋を開講してほしい」というお声を多くいただいておりますので、今後できるだけ多くの地域で寺子屋を開講してまいりたいと考えております。

そのため、今年度は各区の市民館と連携して市内3カ所で寺子屋事業について御理解いただくための研修会を開催するとともに、行政区や中学校区の地域教育会議の皆様が集まる場において、寺子屋事業の取組状況等を説明することにより、内容の理解と実施への関心を高めてきたところでございます。

今後、このような研修会や寺子屋事業の担い手を育成する講座を各区で展開するほか、モデル

校の取組を具体的に知っていただくためのリーフレットの作成、フォーラムの開催などにも取り組み、28年度以降も順次、寺子屋を拡充していくことができるよう、地域や様々な団体へ働きかけ、寺子屋立ち上げの支援を行ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 岩崎委員（3月9日） ■

◆ 子どもの安全確保について

◎質問①

- ・異変を伝える方法は多ければ多いほど、子どもの安全は担保されると思います。見解と取組を伺います。

◎答弁①

子どもがSOSを発信しやすくするには、周囲の大人が日頃から子どもとの人間関係を密にすることにより、たとえ小さなことでも異変を見逃さず、粘り強く子どもに関わることが大切でございます。また、学校、家庭、地域、関係諸機関等が相互の連携を深める中で、多くの大人が関わり、子どもの状況の改善を図ることが重要であると考えております。

このたびの事件を検証していく中で、子どもが困っていることを周囲に相談しやすくするにはどのような環境が必要なのか考えてまいりたいと存じます。また、相談機関の紹介をより積極的に行い、子どもが自分自身や友人の安全確保のために安心して相談することができるよう取り組んでまいります。

◎質問②

- ・学校警察連絡協議会も十分機能していたとはいえません。小中学校との連携のもと、小単位で行うとか開催回数を増やすなど、迅速に細かく手を打つことが必要かと思えます。また、地域の青少年補導員などの協力も必要です。見解と取組を伺います。

◎答弁②

学校警察連絡協議会につきましては、市内8警察署管内を設置単位とする地区毎の会議が、年5回程度開催されております。その場における情報交換には、地区を更に細分化し、中学校区を単位として行っていたり、中学校、高等学校が合同で行っている場合もございます。

このたびの事件を受けまして、今後、警察との連携のあり方を検証するとともに、情報交換のみで終始することなく、学校、教育委員会、警察、児童相談所、少年補導員等がそれぞれの立場から早急に対応が必要であると判断した事案については、相互に連携しながら速やかに対策を図るよう、学校警察連絡協議会全体協議会の場で各地区に協力をお願いしてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 織田委員（3月9日） ■

◆ 学校図書館司書について

◎質問①

- ・任用は校長の推薦、資格は問わないとの条件が示されているが、国の法改正の趣旨からも「公募による資格者」を専任すべきと考える。また、図書ボランティアの方々からも疑問の声が上がっています。「公募と有資格」への変更は考えられないのか伺います。

◎答弁①

学校司書につきましては、これまで学校図書館で熱心に活動され、その実態をよく把握されて

いる地域の方、図書ボランティア、退職教員等の中から、よりふさわしい方を校長が推薦する方法を採りたいと考えております。

このような方の中には、司書等の資格の有無にかかわらず、学校図書館の環境づくりや図書の整理等、学校図書館に貢献されている方が多数いらっしゃいます。学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与するもので、教育課程を編成する校長の考えにより運営されるものでございます。この点を踏まえ、校長の学校経営に理解があり、児童のために熱心に取り組んでくださる方に学校司書をお願いし、常に人がいる環境を作ってまいりたいと考えております。

今後は、モデル校での取組の成果や課題を検証し、市民の皆様はその有効性や役割を広くご理解していただく中で、本市における学校司書の公募や資格要件等につきましても検討してまいりたいと考えております。

◎質問②

- ・7区でモデル事業として行うのではなく、特に事件のあった川崎区、さらには当該校に集中して「公募と有資格」による学校図書館司書を配置し、情操面と学習面との一層の環境整備に特化するよう、検討できないか伺います。

◎回答②

学校図書館につきましては、学校の教育活動や学校をとりまく地域の実態によって、それぞれ特徴があると認識しております。

川崎区をはじめ、各区1校モデル校を置くことで、学校規模や児童の実態等に合わせて、どのような蔵書がふさわしいか、どのような学習支援ができるかなどについて、今後検証してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 無所属 為谷委員（3月9日） ■

◆ 不登校問題について

◎質問①

- ・教育委員会では区ごとの不登校児童生徒数を公表しておりませんが、その理由を伺います。

◎回答①

本市における不登校対策につきましては、不登校の未然防止、早期発見・早期対応等の取組を、各学校や個々の児童生徒の状況に応じて、きめ細やかに推進してきたところでございまして、不登校児童生徒数につきましては、区単位ではなく本市全体の傾向を捉えてきたところでございます。

今後、区を単位とする不登校対策をより充実する必要性を感じており、区・教育担当と、区役所をはじめ関係諸機関との連携の一層の強化を図りたいと考えておりますので、区ごとの不登校児童生徒数も公表してまいりたいと存じます。

◎質問②

- ・川崎区に不登校児童生徒数が多いのは事実であり、地域課題として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員配置という事をすべきと考えますが、考えを伺います。

◎回答②

スクールカウンセラーにつきましては、いじめ・不登校など生徒の問題行動等への対応について、保護者や教職員と連携しながら、解決を図ることを目的として、平成17年度に全市立中学校に配置したところでございます。平成22年度には、勤務日を5日間増やし、現在では年間40日の配置となっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校が児童生徒を取り巻く環境に働きかけることによって、児童生徒の抱える課題が改善すると捉えたとき、学校から区・教育担当に派遣を要請するものでございます。

平成 20 年度の事業開始以降、順次拡充を図り、平成 25 年度からは、各区 1 名体制で活動しております。

今後、区の対応力を一層強化する必要性を感じておりますので、区の実情に応じたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や配置の在り方等を改めて検証しながら、不登校対策のより一層の充実に向けて推進してまいります。

◆ 児童生徒の ICT 使用の問題点について

◎質問①

・教員向けに ICT に関連した情報モラル研修が行われていると確認をしていますが、これは重要な取組であります。平成 27 年度の実施予定を伺います。

◎回答①

ネット社会へ手軽に参加できる機器が普及してきたことから、子どもたちが情報社会を安全かつ主体的に生きていく上で、情報活用能力を身につけることは、大変重要なものと考えております。この様な認識のもと、教員が情報モラル教育の指導力を高めるために研修を行っているところでございます。

初任者・新任校長・新任教頭・新任教務主任・10 年経験者は情報モラルに係る研修を必須としております。

また、夏季希望研修におきましても、最新の SNS 等の動向を取り入れた内容で実施しているところでございます。

さらに、各校 1 名が出席する情報教育学校担当者会を年 3 回実施しておりますので、その機会に情報モラルに関する研修を行っているところでございます。

年度末には各校の管理職を対象とした情報モラル教育アンケートを実施しており、その検証結果を踏まえ、子どもたちにとってより効果的な指導が行われるよう、これらの研修内容の充実を図っているところでございます。

平成 27 年度におきましても、子どもたちの実態を踏まえながら、情報モラル研修を効果的に行ってまいりたいと考えております。

◎質問②

・26 年度は学校リクエスト研修を希望する学校のみに行っていたとのことですが、これは全ての教職員に必要な知識と考えます。全市的に行う事はできないのか、伺います。

◎回答②

携帯端末を持つ児童生徒の増加と共に、ネットを介したトラブルが急増している現状でございます。情報モラル教育の充実を図ることは、喫緊の課題と認識しております。これまでも学校からの要請により、子どもたちの SNS の利用に係るリクエスト研修を積極的に行ってきたところでございます。

リクエスト研修は、研修実施校の担当者より児童生徒および保護者の現状を聞き取ったものを研修内容に取り入れております。具体的には、チェーンメールへの対応・情報を発信する際の留意点・ネット上の情報の信憑性・個人情報の取り扱い等でございます。

また、学校におきましては、このリクエスト研修の他に、県警・企業・NPO 法人等に依頼し研修を行っているところも数多くございます。

情報モラル教育に必要な知識は、すべての教員に必要なものと考えておりますので、今後とも、すべての学校で情報モラル研修が行われるよう支援してまいります。

■ 予算審査特別委員会 共産党 石川委員（3月10日） ■

◆ 宮崎台駅周辺のマンション建設とインフラの整備について

◎質問①

- ・宮崎台駅周辺のマンション開発により、学校の過密化が進むのではないかと懸念されております。この地域のマンション計画はどこまで推計に盛り込まれているのか、伺います。
- ・適正規模としては何クラスぐらいなのか伺います。

◎答弁①

はじめに、市立小中学校の児童生徒数の推計につきましては、各学校の児童生徒数、及び学区内の未就学人口を基に、転出入や開発動向による増減を考慮しながら、6年後まで算出しており、宮崎台駅周辺の大規模共同住宅の建設動向につきましても、同地区を通学区域とする小学校、中学校の推計に反映しているところでございます。

次に、学校規模についてでございますが、本市では、平成21年11月に取りまとめた「児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方」におきまして、12学級から24学級を適正規模、25学級から30学級を許容範囲とし、31学級以上であっても学校施設の条件によっては許容するものとしており、学校や地域の状況に応じた弾力的な対応を図っているところでございます。

◎質問②

- ・宮前平中学校は現状でも生徒数が限界であり、工夫にも限界があります。校舎の改築など抜本的対策の検討が必要ではないかと思えます。せめて、狭くなった体育館の建て替えを進めるべきと思いますが、対応を伺います。

◎答弁②

これまでも、児童生徒が増加している一部の学校におきましては、児童生徒数の推計を踏まえ、普通教室の転用や校舎の増築等を計画的に取り組んでいるところでございます。宮前平中学校におきましても、ここ数年の生徒の増加傾向に対応するため、第2理科室等の必要な特別教室を、平成21年度及び25年度の増築により整備するなど、良好な教育環境の確保に努めてまいりました。

宮前平中学校の校舎、体育館はともに築後31年以上経過しているため、生徒数の推移を見据えながら、「学校施設長期保全計画」に基づき、今後、概ね10年間で、老朽化対策、教育環境の質的改善や環境対策を併せて実施する改修による長寿命化対策や、多様な学習形態や学習内容等に必要となる教室への転用等について、学校と十分協議の上、計画的に実施してまいります。

なお、避難所の中心的な役割を担う体育館につきましては、避難所運営会議等の利用を想定した多目的な会議室や、多目的トイレ等のスペースの確保にも努めてまいります。

■ 予算審査特別委員会 共産党 市古委員（3月10日） ■

◆ 教師の長時間過密労働の対応について

◎質問①

- ・教職員の労働実態も「長時間時間外労働が日常化し、それに対する残業代も支払われない」という点では、ブラック職場ではないかと危惧します。子どもたちに行き届いた教育を提供するための重要なポイントは、教職員がゆとりをもって働けることですが、どう認識されているのか伺います。

◎答 弁①

市立学校における教職員が、児童生徒と向きあう時間や教材研究などの教育指導に充てる時間を確保することは、大変重要なことであると考えております。

教育委員会におきましては、これまでも事務局職員及び学校教職員代表で構成する学校業務検討委員会等におきまして、学校の教職員の実状を把握しながら、課題解決に向けた取組を進めてまいりました。

今後につきましても、引き続き取組を進め、着実に改善が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

◎質 問②

- ・教職員の労働時間はどう把握しているのか、実態は、朝に名札を返して、出勤簿に押印をし、帰りに名札を返すだけと聞きますが、伺います。

◎答 弁②

平成 21 年 1 月に「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱」を策定し、教員が正規の勤務時間を超えて勤務を行った際に、自ら記録簿に時間数、勤務内容を記入し、それを校長が確認することで勤務時間の把握を行っております。

◎質 問③

- ・平成 21 年度から実施されている「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿」は自主申告によるもので全員が出しているわけではありません。また、「記録簿をつけても時間外労働は解消されない。記入する時間がもったいない」との声も多いと聞きます。なぜ多くの職場で実施されている、タイムカードなどで正確に把握していないのでしょうか、伺います。

◎答 弁③

教員の勤務時間の適正な把握につきましては、健康管理の観点や円滑な学校運営を図る上からも重要であると考えておりますので、勤務時間記録簿の適切な記入に関して校長会議等の機会を捉えて指導してまいります。

◎質 問④

- ・教特法では 36 協定なしに割増賃金を支払わないで教員に時間外勤務を命じることができるとしていますが、それは限定 4 項目とされており、事実上、野放しのようになっているわけです。勤務時間の正確な把握から出発すべきと思いますが、「勤務時間記録簿の適切な記入」とはどういうものなのか、タイムカードを使えば把握はできるとと思いますが、伺います。

◎答 弁④

勤務時間記録簿は、教員が正規の勤務時間を超えて勤務した時間数及び勤務内容を記入するもので、自らの勤務状況を認識できるものでございます。

校長はこの記録簿に記載された勤務内容や時間を把握することにより、教員に対し校務の進め方や健康保持についての指導・助言を行うことができるとともに、業務量のバランスを考慮のうえ校務分掌の見直しを行うなど、円滑な学校運営を行う資料として活用することができるものと考えております。

◎質 問⑤

- ・この記録簿による把握でも、健康被害が医学的に明らかな月 45 時間以上の時間外労働という過重労働、2 ヶ月平均 80 時間、1 ヶ月 100 時間以上の時間外労働を行った職員がいます。教職員の精神疾患の増加や現職死する人が続いています。教育委員会はこの「記録簿」だけから見ても、時間外労働が慢性化していることを 5 年以上前から把握しながら、これまでどんな

対策を講じてきたのでしょうか、伺います。

◎答 弁⑤

平成 18 年度から学校業務検討委員会を設置し、児童生徒と向きあう時間や教材研究などの教育指導に充てる時間を確保するとともに、教職員の負担軽減を図る取組を進めてまいりました。

具体的な取組といたしましては、少人数学級等の推進や児童支援コーディネータの配置などの学校組織の強化、各区に配置した区・教育担当による学校支援の推進、特別支援教育サポーターや理科支援員などの外部人材の活用、学校法律相談などの専門家による学校支援、健康推進室を活用した教職員の健康保持対策、子どもに直接関わらない事務の見直し、校務用パソコンの教員一人一台の実現や校務支援システムの本格稼働などの ICT 利活用等による事務の簡素化など、総合的に取組を進め、一定の成果を得ているものと考えております。

今後につきましても、引き続き取組を進め、着実に改善が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

◎質 問⑥

- ・「記録簿」での把握でも、正規の勤務時間内で仕事をする事は無理なことは明らかです。この解決のためには、教育プランにも次のような解決策を明記し、計画的に教育の充実を進めていくべきではないでしょうか。

まず、正規の教職員を確保する事、特に養護教諭や事務職員の欠員も重大な問題です。そして、教師が勤務時間内に子どもたちへの指導に集中できるよう、本務以外の事務負担を抜本的に減らすこと、そのためにも栄養職員、事務職員、用務吏員を拡充する事が求められていますが、伺います。

◎答 弁⑥

新たな教育プランにおきましても、優秀な人材を確保し、決められた定数の中で教職員を適切に配置していくことは重要な課題であるととらえているところでございます。欠員の縮減に当たりましては、児童生徒数や退職動向などについて、これまで以上に的確に把握するとともに、教員採用試験や職員採用試験においては、より多くの方に川崎市を受験していただけるよう、引き続き工夫を重ねてまいりたいと存じます。

また、教員以外の学校職員につきましても、円滑な学校運営を進める上で、より一層、学校の実情に即した配置が望まれますので、国における教職員定数改善計画の動向や、平成 29 年度に予定されている学級編制基準や教職員定数の決定権限の指定都市への移譲等も踏まえ、学校運営体制の在り方等の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎質 問⑦

- ・もうひとつ重要なのは、国の施策待ちにならない、川崎市独自で少人数学級を拡充することです。「難しい子どもが増えていることは学校現場の実感だ、身体的にも精神的にも、きめ細やかなケアが必要になってくる。しかし、40 人も子ども一人ひとりが発しているサインを全てキャッチできる教員はどれだけいるだろうか。いじめプログラムが策定されたり、教育ボランティアを初めとして人員はある程度配置されているものの、その効果は極めて限定的だ。せめて30人程度のクラスになれば、防げるいじめも、不登校もかなりある、と教員ならだれでもわかっている。小手先だけの施策では、すでに限界を超えている」この声をどう受け止めますか、伺います。

◎答 弁⑦

近年、家庭環境、友達関係、発達障害等さまざまな要因により支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある一方、教員の大量退職に伴い、経験の浅い若手教員が増加しているところでございます。そのため、学級経営に不安や悩みを抱えている教員が増えていると認識しており、教員が

子どもたちの個に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、支援の充実を図ることが必要であると考えております。

◎質問⑧

- ・自治体独自で少人数学級を実現している福岡市では、不登校は減少しています。計画的に少人数学級に取り組んできた山形県では、導入前は不登校が全国平均を上回っていましたが、年々減少し、いじめ発生件数も少なくなっています。保健室利用の減少、読書量の増加も明らかになっているといえます。

これらの取組の成果を見ても、基礎学力だけでなく、少人数学級は今の教育の背骨であり、教育プランに拡充を明記すべきと思いますが、伺います。

◎答弁⑧

本市におきましては、小学校1年生及び2年生の全学級において35人以下学級を実施するとともに、小学校3年生以上におきましては、各学校が実情に応じて、神奈川県の研究指定制度を活用するなどして、その実施に取り組んでいるところでございます。

実施状況といたしましては、平成26年度当初におきまして、標準で35人以下となっている学級も含め、市立小学校では全学級のおよそ87%が35人以下の学級となっております。

また、35人を超える学級におきましても、少人数指導やチーム・ティーチングを導入し、きめ細やかな指導に努めているところでございます。

次期教育プランにおきましても、多様な子どもたちの学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため少人数学級・少人数指導等の取組を計画に位置づけ、引き続き、国の動向にも注視しつつ、加配教員や非常勤講師を活用しながら、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

◎質問⑨

- ・今回被害にあった少年のクラスは40人でした。小学校3年生、中学1年生の少人数学級実施でかかる費用は1.8億円です。多忙な学校現場で、あふれているこれらの声をしっかりと受け止めてほしい、川崎での少人数学級拡充について市長に伺います。

◎答弁⑨（市長）

社会が大きく変化する中、様々な教育的ニーズのある子どもが増加しており、そうした子どもたちに的確に対応していくことは重要なことであると考えております。

国におきましても、個別の教育課題へ対応するため、教職員定数の改善に取り組んでいるところでございますので、教職員配置の充実が図られますよう、引き続き、国に対して要請を行ってまいりたいと考えております。

また、本市では、少人数指導等のために市単独による非常勤講師を配置しているところでございますが、引き続き、国の動向を注視しつつ、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

◆放射線対策について

◎質問

- ・学校給食食材の放射能測定について当時と現時点の品目と測定結果を教育長に伺います。

◎答弁

学校給食で使用する食材の放射能濃度検査につきましては、平成23年4月に牛乳の検査を実施し、検査結果につきましては、使用する予定の食材の産地と併せて本市のホームページで公表することといたしました。同年7月からはその他の食材について、毎月3検体の検査を実施し、平成24年度からは、毎月6検体の検査を実施しております。検査を実施していることにつつま

しては、毎月各家庭に配布する献立表において周知しているところでございます。

次に、検査の結果についてでございますが、平成 24 年度では3検体、平成 25 年度は1 検体におきまして、基準値は大幅に下回っており、安全な給食として提供できるものではございましたが、放射性セシウムが検出されましたので、検査結果を保護者に周知したところでございます。なお、1 食あたりの給食まるごとの検査結果につきましては不検出でございました。

また、平成 26 年度の検査につきましては、これまでのところ全て不検出でございました。

■ 予算審査特別委員会 自民党 鎬木議員（3月10日） ■

◆ 教員の登用のあり方、躰に関する見解について

◎質問

- ・教育者の資質として人間性を重視した視点からの人材の登用が望まれると思います。そのためには面接が重要であり、何段階かに分けて面接を実施すべきと思いますが見解を伺います。
- ・家庭での躰がしっかりとできていないために学校で、非人間的、非人道的、暴力的な奔放な児童生徒に対して、教職員が厳しく躰けることは体罰につながるということで、躰があいまいになり、しっかりとできていない現実に視点を当てないと、様々な問題が解決できないと思いますし、教職員を取り巻く環境がどうあるべきかを内面性も含めて問うことも肝要だと思います。何よりも加害者になるような人間がどうしたら学校から存在しないような現場になるかに力点を置くことこそ教育の現場として、あるべき姿勢ではないでしょうか、見解を伺います。

◎答弁

はじめに採用選考についてでございますが、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、健やかな成長と自立を育む教員には、教育に対する熱意と豊かな人間性、思いやりの心などが求められます。

そのため本市におきましては、人物を重視した採用選考試験を実施しており、筆記試験の成績だけではなく、面接試験や実技試験等をとおして、社会経験やボランティア活動、大学等における諸活動の実績等を含め、受験者を多面的に評価することにより、優れた資質能力を備え、人間的な魅力にあふれた人材の確保に努めております。

1次試験におきましては、集団討論を実施し、個人面接では得ることのできない対人関係能力や、集団の中での行動特性を把握するとともに、2次試験におきましては、場面指導及び個人面接をとおして、教員としての適性、人間性などをより多面的に評価しております。

教員として優れた資質能力、豊かな人間性などを備えた人材を確保することは重要なことと考えておりますので、今後も面接試験をはじめとした採用選考試験の手法を工夫・改善し、人物をより多面的・多角的に評価することによりまして、本市の教育を担うにふさわしい人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育のあり方についてでございますが、児童生徒の問題行動等の背景には、都市化や少子化・核家族化のなかで、子どもへの接し方や教育の仕方がわからない、しつけや子育てに自信がないという親の増加、また、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによる急速な情報化による目に見えない交友関係の広がり、規範意識や倫理観の低下などが関係していることが指摘されており、適切な指導、支援が必要であると考えております。

「躰」は、学習習慣、生活習慣、運動習慣など、人間としての在り方生き方の基盤となる習慣形成を図る重要な教育であると認識しております。「躰」という言葉は、裁縫の仕付け縫いと同義の言葉であると言われますが、今日一部の若者に、躰縫いがなされずに型が崩れてしまっていたり、あるいは、仕付け糸をいつまでも付けている、すなわち、いつまでも一人立ちできない状態が見られることが有識者等から指摘されるところでございまして、今日の教育の根本的な課題で

あると認識しております。

人間としての在り方生き方の基盤・基軸を築くためには、成人・社会人に至るまでの過程で、発達段階に応じて社会的資質や行動力、規範意識などが高められるよう、学校、家庭、地域が丸となって、指導、援助することが極めて重要であると考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、新年度からの新たな「かわさき教育プラン」では、「自主・自立」「共生・協働」の基本目標の下、学校教育における取組として「キャリア在り方生き方教育」の推進を重点施策に位置付けておりまして、この取組をすべての学校において、保護者、地域の皆様と協働して意図的・系統的に推進することで、将来に向けた社会的自立に必要な能力や態度を育み、共生・協働の精神を培うことを大切にする取組としてまいります。

また、児童生徒の問題行動等に対しては、警察や児童相談所などの関係機関との連携・協力のネットワークを一層強化するとともに、家庭や地域、青少年健全育成団体等との連携を図りながら、児童生徒の健全育成に向けて、教職員が毅然とした姿勢で、組織的に児童生徒指導を行えるよう取組を推進してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 矢沢議員（3月10日） ■

◆ 民俗芸能による市民文化向上について

◎質 問

- ・橋樹官衙遺跡群の国史跡決定により、文化財への関心が高まっている中、市民の貴重な文化財でもある民俗芸能についても、保存・継承を推進し、積極的に活用していくべきだと考えます。民俗芸能の保存・継承について教育委員会の考え方を伺うとともに、今後の民俗芸能の活用による市民文化の向上について、併せて考えを伺います。

◎答 弁

民俗芸能は、民俗芸能保存団体の皆様の努力により、地域において代々大切に守り伝えられてきたものであり、その地域の歴史や文化を理解するうえで、重要な文化財であると認識しております。

教育委員会では、市内の歴史・文化資源である文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、平成26年3月に川崎市文化財保護活用計画を策定しており、この計画に基づいて、文化財の積極的な活用に取り組んでいるところでございます。

本市で初めて国史跡に指定されました橋樹官衙遺跡群につきましては、今後、市民の皆様の御意見や、学識経験者の御指導を反映しながら、効果的な保存整備・活用を図ってまいりますとともに、民俗芸能の保存・継承につきましても、民俗芸能発表会や各民俗芸能団体の地元での公演等の情報について市民の皆様への広報の充実に努め、民俗芸能の活用を促進するなど、関係局と連携しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、これまで多くの民俗芸能保存団体が、地域の学校において子どもたちの地域学習や体験学習を実施されておりますが、引き続き、民俗芸能保存団体と学校や地域との連携を支援するとともに、新城郷土芸能囃子曲持保存会の市制90周年記念式典への出演のような保存団体の活動を、今後も支援してまいりたいと考えているところでございます。

一方、多くの民俗芸能保存団体において後継者の育成が課題となっていると伺っており、教育委員会でも、民俗芸能保存協会が開催する研修会の内容や講師の選定等について、継続して連携してまいりたいと考えているところでございます。

このように、関係団体の方々と行政が連携・協力することで、市民の皆様が、お住まいの地域の身近な民俗芸能に触れ、親しむ機会が増えることにより、地域への愛着が深まり、市民文化の向上、ひいては民俗芸能の後継者育成の推進にもつながるものと考えているところでございます。